

天童市市民保養施設「ゆぴあ」
指定管理者募集要項・管理業務仕様書

令和 7 年 8 月
市民部生活環境課

目 次

天童市民保養施設「ゆぴあ」の指定管理者募集要項

1	施設の概要	1
2	申請資格	2
3	申請方法	3
4	選定基準	4
5	選定方法	4
6	施設の管理基準	5
7	業務の範囲等	5
8	市が直接実施する業務	6
9	利用料金に関する事項	7
10	指定期間	7
11	指定管理料等に関する事項	7
12	自主事業の実施について	8
13	経費及び税の負担	8
14	施設の管理に関するリスクの分担	8
15	説明会の開催	10
16	質問の受付及び回答	10
17	募集後のスケジュール	11
18	協定の締結	11
19	業務の報告及び監視	11
20	指定の取消し等	12
21	原状回復及び事務引継	13
22	その他	13
23	添付資料	13
24	問合せ先（申込書類等の提出先）	13
	指定管理者の指定申請書（規則様式第1号）	14
	事業計画書（規則様式第2号）	15
	管理業務に係る計画書（募集要項様式第1号）	17
	管理業務に係る収支予算書（募集要項様式第2号）	23
	天童市市民保養施設「ゆぴあ」の指定管理者の指定申請に係る申立書 （募集要項様式第3号）	25
	指定管理者の募集に関する説明会参加申込書（募集要項様式第4号）	26
	指定管理者の募集に関する質問票（募集要項様式第5号）	27

添付資料

1	天童市市民保養施設「ゆぴあ」指定管理者の管理運営業務仕様書	28
2	天童市市民保養施設「ゆぴあ」の設置及び管理に関する条例	60
3	天童市市民保養施設「ゆぴあ」の設置及び管理に関する条例施行規則	65
4	天童市市民保養施設「ゆぴあ」の平面図及び配置図	68

5	天童市市民保養施設「ゆぴあ」の備品台帳一覧及び設備調書	87
6	天童市市民保養施設「ゆぴあ」の過去5年の利用者数実績	89
7	天童市市民保養施設「ゆぴあ」の利用料金等実績	91
8	天童市市民保養施設「ゆぴあ」の過去5年の工事等実績	92

様式第1号（第3第5項関係）

天童市市民保養施設「天童最上川温泉ゆぴあ」の指定管理者募集要項

1 施設の概要

(1) 施設の名称

天童市市民保養施設「天童最上川温泉ゆぴあ」（以下「市民保養施設」という。）

(2) 施設の設置目的

市民の健康増進及び福祉の向上に寄与することを目的とします。

(3) 所在地

天童市大字藤内新田1620番地の1

(4) 施設規模

敷地面積：20,915㎡

建築面積：3,174.81㎡

延床面積：2,869.30㎡

建物構造：鉄筋コンクリート、一部鉄骨造平屋建て、一部地下1階建て

(5) 施設の主な内容

1階：浴場450㎡（大浴場[低温湯・高温湯]、寝湯、サウナ、露天風呂、身障者用浴室等）、脱衣室276㎡、湯上りコーナー（マッサージコーナー含む。）93㎡、大休憩室150㎡、中休憩室145㎡、小休憩室198㎡、食堂202㎡、ロビー（売店、軽食堂部分を含む）450㎡、事務室145㎡、その他406.30㎡

地下1階：第1機械室354㎡（地階面積456.92㎡）
（別棟）

車庫：延床面積37.80㎡

第2機械室：建築面積67.50㎡ 延床面積65.30㎡

上ノ台源泉庫：建築面積13.25㎡ 1階面積7.45㎡

上ノ台源泉ポンプ室：1階面積9.94㎡

(6) その他の施設

ア 長沼1号源泉地ポンプ室（天童市大字蔵増字長沼2757番地1）

敷地面積：211.61㎡

建物面積：9.9㎡ 建物構造：木造平屋建て

源泉地から市民保養施設内源泉槽までの送湯管の管理を含む。

イ 源泉管理用地（天童市大字蔵増字長沼2761番地1）

敷地面積：604㎡

ウ 長沼2号源泉地ポンプ室（天童市大字蔵増字長沼2843番地3）

敷地面積：462.17㎡

建物面積：7.45㎡ 建物構造：木造平屋建て

源泉地から市民保養施設内源泉槽までの送湯管の管理を含む。

エ 源泉管理用地（天童市大字蔵増字長沼2843番地1）

敷地面積：503㎡

2 申請資格

申請資格は、山形県内に主たる事業所（本社）を有する法人又は団体（以下「法人等」という。）とし、その資格については、次に掲げるとおりです。なお、共同企業体が申請する場合においては、その構成員についても同様に適用します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと及び本市の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 市町村税、県税、法人税、消費税等の税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続を行っていないこと。
- (4) 暴力団等又はこれに準ずるものでないこと。

暴力団を排除するため、次に掲げる事項に該当するときは、申請はできません。

ア 法人等の役員等又は法人等を構成する者（以下この号において「役員等」という。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

イ 役員等が、自団体、自己若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の威力又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団員等に対して資金を供給し、若しくは便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団員等を公の施設の管理に関わる業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれがあるとき。

キ 暴力団員等が、その運営に実質的に関与していると認められるとき。

- (5) 過去に地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていないこと。

- (6) 共同企業体においては、代表者を決定すること。

3 申請方法

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月28日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- イ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 配布場所 天童市市民部生活環境課環境美化衛生係（市役所2階）
- ※市のホームページからダウンロードすることができます。

(2) 申請の受付

- ア 受付期間 令和7年8月29日（金）から令和7年9月30日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- イ 提出方法 申請書類等は、持参又は郵送により受け付けます。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実に受領できる方法により提出してください。
- ウ 提出先 天童市市民部生活環境課環境美化衛生係
- ※所在地、郵便番号等は、問合せ先を参照してください。

(3) 申請書類等

ア 申請書類

- (ア) 指定管理者の指定申請書（天童市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則様式（以下「規則様式」という。）第1号）

(イ) 事業計画書（規則様式第2号）

【附属資料】

- ・管理業務に係る計画書（この要項で定める様式（以下「募集要項様式」という。）第1号）
- ・管理業務に係る収支予算書（募集要項様式第2号）

- (ウ) 法人等が申請資格の条件を満たすことの申立書（市民保養施設指定管理者の指定申請に係る申立書。募集要項様式第3号）

イ 添付書類

- (ア) 法人等の定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに準じる書類及び登記事項証明書
- (イ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準じる書類
- (ウ) 法人等の概要（組織及び運営に関する事項）を記載した書類
- 法人等の役員、組織図、業務執行体制が分かるもの及び就業規則又はこれらに準じる書類
- (エ) 市町村税、県税、法人税、消費税等について未納がないことが分かる直近の納税証明書

ウ 提出部数

提出部数については、申請書類は2部とし、添付書類は正本1部及び写し1部とします。なお、電子ファイル（CD-R等）を添付して提出してください。

エ 申請文書の公開

原則として、提出のあった申請書類（添付書類を除く。）は、天童市情報公開条例に基づく情報公開の対象になります。情報公開の対象にたくない情報がある場合は、あらかじめ市と協議してください。

オ 申請の注意事項

- (ア) 提出された申請書及び添付書類並びに電子ファイルは、返却しません。
- (イ) 原則として、申請書類の修正（軽微な修正を除く。）は、できません。
- (ウ) 申請に関する費用は、申請者の負担とします。
- (エ) 申請は1法人につき1申請とし、複数の申請はできません。なお、共同企業体の構成員についても、同様とします。
- (オ) 必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。
- (カ) 次のいずれかに該当するときは、失格とします。
 - a 募集要項に定めた資格要件が備わっていないとき。
 - b 募集要項及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、又は記載されていないとき。
 - c 虚偽の内容が記載されているとき。
 - d その他申請に際して不正な行為があったとき。

4 選定基準

選定基準は、次に掲げるとおりです。

- (1) 公の施設の運営が市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

5 選定方法

指定管理者の候補者は、選定基準を基に、天童市公の施設に係る指定管理者の候補者選定審査会（以下「審査会」という。）において選定されます。申請者には、必要に応じて、審査会に出席し説明を求めることがあります。選定の結果は、理由を付して通知するとともに市のホームページに公表します。

6 施設の管理基準

(1) 基本的事項

ア 休館日

(ア) 毎月第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日。

(イ) (ア)にかかわらず、あらかじめ市長の承認を受けて臨時に休館又は開館することができます。

イ 開館時間

(ア) 浴室及び大休憩室 午前6時30分から午後9時まで

(イ) 中休憩室及び小休憩室 午前8時から午後9時まで

(ウ) (ア)及び(イ)にかかわらず、あらかじめ市長の承認を受けて利用時間を延長又は短縮することができます。

(2) 遵守すべき法令

ア 地方自治法

イ 個人情報の保護に関する法律

ウ 公衆浴場法、消防法その他関係する法令

エ 市民保養施設の設置及び管理に関する条例の設置及び管理に関する条例

オ 天童市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

カ 天童市情報公開条例

キ その他市民保養施設の管理に関し必要な本市の条例及び規則の管理に関し必要な本市の条例及び規則(条例及び規則の入手については、市のホームページを御利用ください。)

(3) 措置等が必要な事項

ア 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、措置を講じる義務があります。

イ 情報公開

天童市情報公開条例の規定に基づき、公開請求に対応する義務があります。

ウ 守秘義務

市民保養施設の管理業務上知り得た情報について守秘義務を負うので、措置を講じる必要があります。

エ 天童市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

天童市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の趣旨を理解し、環境に配慮した取組を行う必要があります。

7 業務の範囲等

(1) 管理業務

指定管理者が行う管理業務（詳細は、別紙「天童市市民保養施設の管理業務仕様書」のとおり）は、次に掲げるとおりです。

- ア 利用者が安全かつ快適に利用できるようにするための施設の運営、衛生的環境の確保、プランター飾花等による施設の美化とイメージアップ、火災・盗難などの事故・事件の予防、施設及び植栽の維持並びに管理に関する業務
- イ 建物及び設備の点検整備及び修繕、送湯管の維持管理、源泉区域を含む全敷地内及び敷地内に存する全てのものの維持管理（清掃及び警備に係る業務等全てを含む。）、保守及び備品の管理に関する業務
- ウ 市民保養施設の利用料金の取扱いに関する業務
- エ 市民保養施設の利用料金の減額及び免除の手續に関する業務
- オ 市民保養施設の利用制限に関する業務
- カ 自主事業の計画及び実施に関する業務

(2) 再委託の禁止

管理業務の全部の再委託を禁止します。ただし、警備、清掃、保守点検等の一部の業務については、この限りではありません。

(3) 留意事項

ア 苦情処理等

施設の管理及び運営に関する苦情処理を行うとともに、要望の把握に努めなければなりません。

イ 安全の確保

災害、防犯その他利用者の安全の確保に努めなければなりません。

ウ 物品等の帰属等

(ア) 物品等の帰属

市が貸与した物品及び備品並びに指定管理料で購入した備品は、市に帰属します。

(イ) 物品等の整理

指定管理者が指定管理料で購入した物品について、天童市財務規則に規定する備品に該当するものは、台帳を作成し、管理及び保管に努めていただきます。

エ 規程等の作成

市民保養施設の管理上必要な規程、要綱等を作成する場合は、市との協議を必要とします。

8 市が直接実施する業務

法及び条例の規定により市長に属する権限は、次に掲げるとおりです。

- (1) 利用料金の減額及び免除の決定
- (2) 行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4）

(3) 審査請求に対する裁決（地方自治法第244条の4）

9 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金の収受 市民保養施設については利用料金制度を採用しているため、指定管理者の収入として利用料金を収受することになります。
また、指定管理者が施設の設置目的の範囲内で実施する自主事業による売上金を自らの収入とすることができます。
- (2) 利用料金の額に関する事項 天童市市民保養施設の設置及び管理に関する条例別表第2に掲げるとおり、市長の承認を受けて指定管理者が定めることとします。
- (3) 指定管理者が市の承認を受けて利用料金を定める場合の事前協議の手続等に関する事項 指定管理者が申し込み時に提示した利用料金の額について、事前に市と協議の上申請を行うこととします。また、承認申請は、変更の有無にかかわらず年度ごとの提出となります。
- (4) 利用料金の減額、免除及び還付に関する事項 天童市市民保養施設の設置及び管理に関する条例第9条のとおりです。
- (5) 施設内営業事業者に関する事項 施設内営業事業者と指定管理者との協議で決定する施設管理経費負担金は、指定管理者の収入とします。
- (6) 長期にわたる施設の改修に関する事項 利用料金収入が大幅に減額となる場合は、管理経費について別途協議することとします。
- (7) 既に発行した回数券に関する事項 既に発行した回数券については、利用の継続を認めるものとします。

10 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

11 指定管理料等に関する事項

(1) 指定管理料の上限

ア 指定期間全体の上限額

指定期間全体の上限額は、375,142,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）です。

イ 市が支払う指定管理料

実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が申請時に提示した額を上限として毎年度（年度とは、4月1日から翌年3月31日までとします。以下同じ。）の予算編成において新たに確定します。

(2) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料に含まれる経費は、人件費（給料・賃金、手当、法定福利費等）、需用費（消耗品費、印刷費、修繕費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、手

数料等）、委託料（点検、警備、清掃等）、使用料及び賃借料、公課費等です。

(3) 指定管理料に含まない経費

建物及び市有動産の火災保険料並びに市が行う修繕及び工事の費用については、市が負担します。

指定管理者が、市が加入する第三者への損害賠償保険の支払対象となる事故以外の部分において、指定管理者の賠償責任能力を担保するための損害賠償保険等への加入については、双方が協議するものとします。

(4) 修繕費の取扱い

ア 指定管理者の責によらない事由により生じた1件当たり30万円未満の修繕費は、指定管理者の負担になります。

イ 指定管理者の責によらない事由により生じた1件当たり30万円以上の修繕費の負担は、双方が協議して決定します。

ウ 指定管理者の責による修繕費は、指定管理者の負担になります。

(5) 指定管理料の精算

指定管理料の精算は、原則行いません。

(6) 指定管理料の支払

毎年度の指定管理料の支払方法は、四半期ごとに分割して支払います。また、支払方法については、年度協定を締結して定めます。

1 2 自主事業の実施について

(1) 指定管理者が実施する自主事業については、集客の増加等を目的とした物品販売や飲食物提供等のサービス行為を基本とし、市民保養施設内（食堂、売店、軽食堂部分等）スペースを有効に活用してください。また、健康増進や趣味等を目的としたイベント（健康教室・カラオケ大会等）も積極的に企画し、及び実施してください。

(2) 前号の自主事業を行うために必要な許認可の取得、有資格者の配置等については、指定管理者が行うものとし、当該自主事業の実施に係る経費（人件費、光熱水費、需用費等）については、指定管理者が負担するものとします。

(3) 市民保養施設内（食堂、売店、軽食堂部分）スペースの自主事業での使用に係る負担金として、1平方メートル当たり月額660円を市に納入するものとします。

（参考 令和6年度実績2,769,386円）

1 3 経費及び税の負担

次に掲げる経費及び税は、指定管理者の負担となります。

(1) 指定管理者の申込みに要する経費

(2) 施設の管理に伴う指定管理者の税の負担

1 4 施設の管理に関するリスクの分担

施設の管理に関するリスクの分担は、次の表に掲げるとおりです。

項 目	内 容	リスク負担者	
		市	指定管理者
物価及び金利変動	物価及び金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
急激な物価変動	各年度の管理費算定の基礎となった額から10パーセントを超える物価の高騰（原油価格の高騰等）又は下落があった場合は、市と指定管理者との協議により当該費用を補填又は精算（返納）することができる。	協議事項 （3か月を基準とする。）	
法令、制度等の改正	施設の管理に直接関係する法令、制度等の改正に伴う経費の増加又は収入の減少	○	
	消費税に関する法令、制度等の改正に伴う経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の法令、制度等の改正に伴う経費の増加又は収入の減少		○
利用者数等の変動	公の施設の利用者数等の変動による収入の減少		○
管理業務の内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
施設の損壊等に伴う修繕、事業の中断	指定管理者の管理の瑕疵による施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれらに伴う事業の中断等による減収		○
	指定管理者の管理の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で、1件30万円以上のもの	協議事項	
	指定管理者の管理の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で、1件30万円未満のもの		○
	指定管理者の管理の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等による事業の中断等	協議事項	
許認可等	本市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	

	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
災害等の不可抗力	災害等の不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	災害等の不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
第三者への損害賠償 (指定管理業務の部分)	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
引継費用	施設の管理の引継ぎに必要な費用		○

備考 この表に定める事項で疑義がある場合又はこの表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、担当課及び指定管理者が協議の上、リスクの分担を決定すること。

1 5 説明会の開催

施設の維持管理、施設の状況、設置目的に適した事業等に関する説明会を開催します。

- (1) 開催日時 令和7年8月22日（金）午後1時30分から
- (2) 開催場所 天童市市民保養施設ゆびあ
- (3) 参加申込方法

準備の都合上、令和7年8月18日（月）午後5時15分まで、指定管理者の募集に関する説明会参加申込書（募集要項様式第4号）に法人等の名称、参加者の役職、氏名、連絡先（電話番号）を記入して郵便又はファクシミリにより送付してください。

1 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年8月25日（月）から令和7年9月1日（月）まで
- (2) 受付方法

指定管理者の募集に関する質問票（募集要項様式第5号）により天童市市民部生活環境課環境美化衛生係に直接提出するか、郵便又はファクシミリにより送付してください。なお、直接提出する場合は、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

また、電話又は窓口での口頭の質問は、受け付けません。

- (3) 回答方法 ファクシミリ又は電子メールにより文書で回答します。

(4) 回答内容の周知

申請条件に公平を期すため、質問と回答の内容については、質問者名を伏せて申請予定者に周知します。この募集要項を配布場所以外で入手した申請予定者は、あらかじめ担当者まで連絡先をお知らせください。連絡がなかった場合は、質問と回答の内容が周知されませんので御注意ください。

1 7 募集後のスケジュール

- (1) 選定結果の通知 令和7年10月中旬を予定しています。
- (2) 指定議案の提案 令和7年12月の市議会定例会を予定しています。
- (3) 指定の通知 令和7年12月下旬を予定しています。

1 8 協定の締結

(1) 仮協定

審査会の審査を経て指定管理者の候補者に選定されたときは、施設管理の細部について協議し、仮協定を締結します。仮協定は、指定されるまでの確認書的なもので、正式な協定ではありません。

(2) 包括協定

指定管理者の指定の議決後に、指定期間中の基本的事項に関する包括協定を締結します。

(3) 年度協定

年度ごとの業務、指定管理料の額、支払等の事項について協定を締結します。

1 9 業務の報告及び監視

(1) 業務の報告

指定管理者は、市に対して、業務に関する報告が必要です。

ア 年度の事業計画書

毎年度2月末日までに、次年度の詳細な事業計画書及び収支計画書を提出してください。

イ 年度の事業報告書

事業の年度終了後5月末日までに、前年度の事業実績報告書を提出してください。

ウ その他

市が指示する事項について、定期又は随時に報告を行ってください。

(2) 利用者のアンケート調査とその対応

利用者のアンケート用紙と意見箱を施設に設置してください。利用者のアンケートの対応については、必要に応じてその内容と対応状況を一定期間施設に掲示するとともに、前号の事業報告書にアンケートの結果と対応状況を記載し

てください。

- (3) 市が別に定めるところにより、管理業務の自己評価を行い、第1号の事業報告書の提出のときに担当課に報告してください。

- (4) 担当課は、指定管理者の自己評価を基に、指定管理者の業務評価を行い、その結果に基づき必要な指示等を行うとともに、必要に応じてその評価の結果を市のホームページで公表します。

- (5) 施設管理に関する調査

施設の管理運営状況を確認するため、定期的に担当課の職員が施設に出向き、施設の運営状況について、次の調査を行います。

ア 管理状況の聴取

イ 施設の立入調査

ウ 収支状況の分かる帳簿の調査

- (6) 是正等の指示

管理内容に改善が必要と認めるときは、指定管理者に対して、必要な措置を講じるよう指示し、業務改善、是正等の計画書を提出していただきます。

20 指定の取消し等

- (1) 指定の取消し等

次の状態が生じたときは、指定の取消し又は一部業務の停止（以下「指定の取消し等」という。）を命じることがあります。

ア 管理業務等に対する指示に従わないとき。

イ 選定基準を満たさなくなったとき。

ウ 遵守すべき法令、協定、この募集要項に定める事項等に違反したとき。

エ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理を継続させることが適当でないとき。

(ア) 法人等の解散

(イ) 不適切な管理による施設利用の著しい低下

(ウ) 施設運営の著しい悪化

- (2) 事業報告書等の提出

指定の取消し等を受けたときは、その日までの事業報告書及び市長が求める報告書等の書類を提出しなければなりません。

- (3) 損害賠償

市に対する損害賠償の取扱いは、次に掲げるとおりです。

ア 第1号に規定する事項により指定の取消し等を受けた場合は、市に対し、損害を賠償する責任を負います。

イ 指定管理者は、災害等の指定管理者の責任によらない事由により指定の取消し等を受けた場合は、賠償の責任を負いません。

2 1 原状回復及び事務引継

指定管理者は、指定期間が満了するとき、又は指定を取り消されたときは、市が承認した場合を除き、速やかに公の施設を原状回復して市に引き渡すとともに、市又は新しい指定管理者と引継ぎを行ってください。

2 2 その他

この要項、業務仕様書及び協定書に関して、指定管理者が行う業務内容及び事務処理上の疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、決定するものとします。

2 3 添付資料

- (1) 天童市市民保養施設の管理業務仕様書
- (2) 天童市市民保養施設の設置及び管理に関する条例及び天童市市民保養施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- (3) 天童市市民保養施設の平面図又は見取り図
- (4) 天童市市民保養施設の設備調書及び備品調書
- (5) 過去5年の利用実績及び利用申請件数
- (6) 過去5年の利用料の額並びに利用料の減免及び還付の件数
- (7) 過去5年の市が行った施設・設備の工事及び修繕の概要

2 4 問合せ先（申込書類等の提出先）

〒994-8510

所在地 山形県天童市老野森一丁目1番1号

担当 天童市市民部生活環境課環境美化衛生係

担当者 赤塚 剛

電話 023-654-1111 内線278

FAX 023-653-0744

e-mail seikatsu@city.tendo.yamagata.jp

URL <http://www.city.tendo.yamagata.jp/>

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

天童市長

様

団体の所在
団体名及び
代表者氏名 印

指定管理者の指定申請書

下記の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称 天童市市民保養施設「天童最上川温泉ゆぴあ」

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) その他の書類

様式第2号(第3条関係)

事業計画書

項 目	内 容
市が指定する管理に係る方針及び運営方法	
市が指定した管理以外の管理に係る方針及び運営方法	
施設の管理費(人件費、事業費等)に対する配慮	
人員体制	
その他	

収 支 計 画 書

1 収入

項目	年度	年度から 年度まで	合計	備考
施設の管理業務に係る委託費	円	円	円	
合計				

2 支出

項目	年度	年度から 年度まで	合計	備考
施設の管理業務に係る費用(人件費を除く。)	円	円	円	
人件費				
合計				

募集要項様式第 1 号

管理業務に係る計画書

第 1 管理運営方針

1 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 事業内容（経営理念等）

--

(2) 天童市市民保養施設の管理運営を行うに当たっての基本方針

--

2 申請した理由等

(1) 申請した理由

--

(2) 天童市市民保養施設の管理運営をしていく上でのノウハウや強み

--

第 2 市民の平等な利用の確保

平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果

--

第 3 事業計画書の内容

1 利用者増加を図るための具体的手法及び期待される効果（利用者の利便性の確保）

(1) 天童市市民保養施設の利用者拡大のための具体的な方策（広報活動など）

--

(2) 地域や関係団体との連携体制

--

2 サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果

(1) 委託する事業の具体的提案

ア 施設の維持管理に対する考え

--

イ 利用者のサービス向上のためのポイント

--

(2) 自主事業の具体的提案

ア 天童市市民保養施設の設置目的を達成するために自主的に企画、実施する事業（以下「自主事業」という。）の内容

--

イ 自主事業を実施する場合の企画から実施までの手順

--

ウ 自主事業に必要な事業費（収支予算書と連動したものとしてください。）

--

エ 自主事業として挙げた事業（類似の事業を含む。）の実施実績

施設名及び所在地	事業の内容	実施時期

備考 事業の内容欄は、必要に応じて様式を変更する等、詳細に記載してください。

オ 自主事業の実施に関するノウハウ等

--

3 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性（同様の施設管理の実績の有無）

施 設 名		開始年月日	
所 在 地		終了年月日	
業 務 内 容			
施 設 名		開始年月日	
所 在 地		終了年月日	
業 務 内 容			

第4 安定的な運営が可能となる人的能力

1 職員の要件（専門的知識を有する者を含む。）及び職員数

(1) 職員の確保に関する考え方

申請者が既に雇用している者又は今後雇用を予定する者の別、雇用確保の目的について記載してください。

--

(2) 有資格者、経験者の配置状況

--

2 人材育成及び研修

職員研修計画、職員育成の考え方など

--

3 職員配置、勤務体制及び業務分担の効率性

(1) 職員配置の基本的な考え方

--

(2) 組織図（責任の所在、責任者の配置などが分かるもの）

--

(3) 職員の勤務体制（勤務時間、休日、勤務ローテーションなど）

--

(4) 職員配置計画

ア 常勤職員（常勤職員とは、ここではおおむね１日８時間、１週４０時間程度勤務する職員をいいます。）

担当する業務	職員の年齢層	１週間の勤務時間

イ パート職員（パート職員とは、常勤職員以外の職員で、年間を通して雇用する職員をいいます。）

担当する業務	職員の年齢層	１週間の勤務時間

ウ 臨時職員（臨時職員とは、常勤職員、パート職員以外の職員で、短期の期間雇用する職員をいいます。事業の集中時期等に臨時に職員の雇用を考えている場合は、どのような業務でどのような時期に採用する予定か、その考え方を記載してください。）

担当する業務	職員の年齢層	１週間の勤務時間

備考 (1) 臨時職員全員について記載してください。

(2) 職員の年齢層欄は、１０代、２０代、３０代、４０代、５０代等と記載してください。

(5) 外部委託

ア 再委託業務の内容

業務名	再委託の理由

備考 再委託とは、指定管理者として受託した業務について、その一部を他の事業者により業務委託することをいいます。

イ 職員の労働条件、健康管理

年次有給休暇、労働災害保険や社会保険、健康診断など

--

第5 管理に係る経費の縮減

施設の管理運営に係る経費等の内容

- (1) 各費目の設定内容 別紙のとおり
- (2) 経費縮減のためのポイント

--

第6 施設の性質又は目的に応じて定める基準

1 苦情、要望等に対する対応

- (1) 利用者からの苦情に対する対応

--

- (2) 利用者の要望の把握方法

--

2 事故、防災、衛生管理等の安全対策

施設管理上の災害（人的・物的な不測の事態）への対処方法と対策（防犯・防災対策、衛生管理など）

--

3 個人情報保護、情報公開及び業務上知り得た情報の取扱い

4 環境への配慮

天童市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組への対応

5 その他

募集要項様式第2号

管理業務に係る収支予算書

区 分			1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	合 計	
			年 度	年 度	年 度	年 度	年 度		
収 入	委託収入	委託料							
		小計							
	委託外収入	その他							
		小計							
	収入合計(A)								
支 出	人件費	正規職員							
		臨時職員							
		パート職員							
		小計							
	管理費	需用費							
		光熱水費							
			修繕費						
			その他						
		委託料							
		清掃業務							
			保守点検業務						
			小計						
	事業費								
		小計							
	事務費	通信費							
		賃借料							
		印刷費							

		旅費						
		公課費						
		消費税						
			その他					
		その他						
	小計							
	支出合計(B)							
支出差引(A)－(B)								

備考 算出根拠を記載してください（別紙にすることも可能です。）。

年 月 日

天童市長 様

申請者

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

天童市市民保養施設の指定管理者の指定申請に係る申立書

天童市市民保養施設の指定管理者の指定申請に当たり、当法人その他の団体又はその代表者（複数の法人等による共同申請の場合は、その構成員も含む。）が、下記に記載のとおりであることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと及び本市の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- 2 市税、県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- 3 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続を行っていないこと。
- 4 次に掲げる事項に該当していないこと。
 - (1) 法人等の役員等又は法人等を構成する者（以下この号において「役員等」という。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 役員等が、自団体、自己若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の威力又は暴力団員等を利用していると認められること。
 - (3) 役員等が、暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
 - (4) 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (5) 役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用していると認められること。
 - (6) 役員等が、暴力団員等を公の施設の管理にかかわる業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれがあること。
 - (7) 暴力団員等が、その運営に実質的に関与していると認められること。
- 5 地方自治法第244条の2第11項の規定により過去に指定の取消しを受けていないこと。

募集要項様式第 4 号

指定管理者の募集に関する説明会参加申込書

年 月 日

天童市長 様

所 在 地
電話番号
団体の名称
代表者の氏名

年 月 日開催の天童市市民保養施設の指定管理者募集に関する説明会
について、下記のとおり参加を申し込みます。

記

説明会参加者の 職名及び氏名	職名	
	氏名	
連絡先部署名		
担当者名		
電話番号		
F A X 番号		

備考 説明会への出席は、1 団体につき 2 人以内とします。

募集要項様式第 5 号

指定管理者の募集に関する質問票

団体名		
担当部課名		
職名及び氏名	職名	
	氏名	
電話番号		
F A X 番号		
質問事項		
回答		

資料 1

天童市市民保養施設「天童最上川温泉ゆぴあ」の管理業務仕様書

1 趣旨

この業務仕様書は、天童市市民保養施設について指定管理者が行う業務内容及び履行方法について定める。

2 市民保養施設の管理に関する基本的事項

市民保養施設を管理運営するに当たり、次に掲げる基本事項に沿って行うこと。

- (1) 市民の健康増進及び福祉の向上に寄与することを目的に設置された施設であることを理解し、市民への良質なサービスを第一に掲げて管理運営を行なうこと。
- (2) 天童市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の趣旨を理解し、その運用に努めること。
- (3) 天童市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に準拠し、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 帳簿等の整備及び保管
 - ア 指定管理者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖時から5年間保管すること。
 - イ 報告、届出、復命及び調査に関する文書並びに他の関係機関との往復文書で重要なものは、3年間保管すること。
 - ウ 施設の設計図書等重要書類は、確実に保管すること。
- (5) 賠償保険の加入

指定管理者は、次に掲げる保険に加入すること。

 - ア 施設賠償責任保険 1事故5,000万円以上、1人3,000万円以上
 - イ 生産物賠償責任保険 1事故2,000万円以上、1人500万円以上
- (6) 職員の配置に関すること
 - ア 防火管理者、危険物取扱者、温泉入浴指導員の資格を持つ職員を配置すること。
 - イ 指定期間中、市民保養施設に新たに雇用する職員（臨時職員を含む。）については、6割以上を市内からの雇用に努めること。
- (7) 職員に対して、施設の管理運営、救急救命及び接遇に必要な研修を随時行い、職員の質の向上に努めること。
- (8) 市から調査依頼や予算資料の作成等について、積極的かつ誠実に協力すること。
- (9) 年度の事業計画書には、収支計画書、指定管理料に係る計画書及び予算書、組織体制表、施設運営計画書、自主事業等運営計画書、前年度からの変更事項

一覧及びその他市から指示された事項を添えて、毎年２月末まで提出すること。

- (10) 年度の事業報告書には、管理運営実施報告書（全般にわたる報告、利用者数等の利用状況に関する報告書、利用者サービス向上を図った事項とその成果を含む。）、自主事業等運営報告書、収支計画書（主体施設と附帯施設別及び合算決算書、自主事業並びに指定管理料を含む。）、指定管理料に係る精算書（４月２０日まで提出してください。）、施設財産増減報告書（当該年度の設備、備品等の増減）及びその他市から指示された事項を添えて、５月末まで提出すること。
- (11) ４半期ごとに別に市長が定める収支状況報告書について、当該翌月末日まで報告すること。
- (12) 指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告すること。
- (13) 自己に都合により指定管理者が指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないように適切な余裕期間を持って申出を行うこと。
- (14) 施設の管理に当たっては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする、インフルエンザ等の感染症予防について、新しい生活様式を鑑み利用者への通知、対策等を行うこと。

３ 業務内容

業務内容については、募集要項及びこの管理業務仕様書によりますが、管理運営に当たっては、より良い施設となるよう日々努力を惜しまないこと。業務内容等の詳細は、次のとおりです。

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 日常及び定期的な維持管理業務概要 | P 3 0 ～ 3 7 |
| (2) メンテナンス業務 | P 3 8 ～ 4 1 |
| (3) 設備機器類保守点検整備概要 | P 4 2 |
| (4) 消防設備管理について | P 4 3 ・ 4 4 |
| (5) レジオネラ症の予防関係 | P 4 5 ～ 4 9 |
| (6) 浴槽総面積一覧 | P 5 0 |
| (7) 温泉分析書 | P 5 1 ～ 5 9 |

日常及び定期的な維持管理業務概要

業務回数は、状況に応じ記載している回数以上の回数を行ってください。

1 建設物等維持管理（通年）

建設物内外、機械設備、電気設備、源泉設備、屋外環境整備（外構設備、庭木等植栽）等について常時点検・整備を行い、安全で安心して利用できる施設の維持管理に努める。特に、施設内の清潔には細心の注意を払い、床面のモップがけ清掃は概ね2時間に1回行うものとする。

(1) 浴場

ア 男女浴場ともに非常に結露しやすく、泉質が食塩泉であるため、高所の鉄骨や腐食のある箇所については常に点検を行い、お客様の安全を図ること。

イ 浴室内の床は、ヌメリ等が発生しないように清掃を行い、常に衛生的であること。

ウ 浴槽のタイルが破損し、及び目地（タイルの継ぎ目）が劣化により剥がれたときは、危険のないように修繕を行うこと。

エ 全身浴槽及び露天風呂は、源泉を使用しているため源泉特有の成分（スケール）が浴槽の壁面及び底面に付着するので、日常の清掃を丁寧に行うこと。

オ サウナ室内は板張りのため、水や汗で板が腐食しやすいので、閉館後は入口のドアを開け、十分に換気を行うこと。

カ 浴場内の排水口は概ね2時間に1回清掃を行い、清潔に保つこと。また、ピット（床下）に排水口があるため、蓋を開けて中に詰まったもの（髪の毛、ヘアピン等）を取ること。清掃を怠ると詰まりや悪臭の原因となる。1ヶ月に1回塩素注入消毒を行い清掃すること。

キ 脱衣室と浴場の間の引戸は重量があり、開閉頻度も多く、故障も多いことから、日常点検し、不具合が発生した場合は、速やかに不具合を解消すること。

ク 浴室内のガラス窓は結露が発生しやすく、膜やカルシウム成分が付着するため、日常の清掃を怠らないこと。また、高所箇所にもガラス窓があり、定期的な清掃が必要である。

ケ 洗い場の鏡は、傷をつけないように十分注意をすること。また、清掃後は水を切り乾かすこと。

(2) 脱衣室

ア 男女脱衣室及び身体障がい者脱衣室の床面は、ビニール製シートに発砲を張り合わせた物である。床面は毎日清掃を行い清潔に保ち、特に、洗面台周辺は定期的に清掃を行うこと。また、月1回汚れを取りワックスをかけること。

イ 洗面台の鏡は、傷をつけないように十分注意をすること。また、清掃後は水を切り乾かすこと。

ウ 脱衣棚の上は埃が溜まりやすいため、毎日清掃を行うこと。

エ 男子脱衣室の南側奥の高所には埃が溜まりやすいため、月 1 回、長箒等で清掃を行うこと。

オ 浴場からの湿気や結露が原因で、天井用部材及びコンクリート壁面の酸化が考えられるため、十分注意し点検すること。修繕が必要なときは早めに対応すること。

(3) ロビー及び通路

ア 全面フローリング張りで床暖房完備である。材質は床暖房対応の板を使用しているが、板が部分的に反る場合があるため、日常点検を行い必要があれば修繕すること。

イ 床の清掃は毎日行い、概ね 3 月に 1 回汚れを取りワックスをかけること。

ウ ロビー上部の点検通路を利用し、高所箇所の点検を行うこと。

エ 通路の外窓は定期的に清掃を行うと同時に、鍵など不良箇所がないか点検すること。

オ 通路側のブラインド及び障子等の日常点検を行い、必要があれば修繕すること。

(4) 大休憩室 60 畳間

ア 畳の表替え、裏返しは状況に応じて計画を立て実施すること。

イ 壁、襖、障子等は日常点検し、閉館後は毎日清掃及び整理整頓を行うこと。

(5) 中休憩室 20 畳間、24 畳間、32 畳間

ア 畳の表替え、裏返しは状況に応じて計画を立て実施すること。

イ 壁、襖、障子等は日常点検し、閉館後は毎日清掃及び整理整頓を行うこと。

(6) 小休憩室 8 畳間 8 室

ア 畳の表替え、裏返しは状況に応じて計画を立て実施すること。

イ 壁、襖、障子等は日常点検し、閉館後は毎日清掃及び整理整頓を行うこと。

(7) 各トイレ

ア 破損箇所がないか、日常点検を行うこと。

イ 落書きがないか点検し、あれば落書き落しなどで消すこと。

ウ 床はビニール製シートである。毎日清掃を行い清潔に保ち、月 1 回汚れを取りワックスをかけること。

エ 洗面台の鏡は、傷をつけないように十分注意をすること。また、清掃後は水を切り乾かすこと。

(8) レストランスペース

ア 全面フローリング張りである。日常点検を行い必要があれば修繕すること。

イ 床の清掃は毎日行い、月 1 回汚れを取りワックスをかけること。

ウ 室内から景観を楽しめるように全面ガラス張りであることから、毎日両面のガラス拭きを行うこと。

(9) パントリースペース

ア 食材を扱う場として常に清潔に保つこと。

イ 外部からハエ等の侵入がないようにし、また、発生源とならないように室内の清掃及び殺菌を行うこと。

(10) 厨房スペース

ア 厨房機器等、清掃を実施し清潔に保つこと。

イ 床の清掃は毎日行い、清潔に保つこと。

(11) 事務室

ア 床はカーペットタイルである。毎日清掃を行い清潔にすること。

イ 室内は天井が高く、ガラス面も多いため、高所の埃取り、ガラス窓の清掃を行うこと。

(12) 正面玄関の下足置場

ア 下足棚内は泥、砂、埃等が溜まりやすく、また、臭いも発生しやすいので毎日清掃を行い清潔に保つこと。

イ 下足は全て棚を利用してもらうように整理整頓の啓発を行うこと。

ウ 下足からの水滴などで床を濡らすことがあるので、マットの交換及び清掃を行い、常に清潔を保つこと。

(13) 地下室

ア 空調機械設備、温泉設備や電気設備等の機械室を配置した。職員の休憩室や更衣室がある。適正に管理すること。

イ 倉庫は、重要書類、館内の備品等の保管場所である。それ以外の物品等を保管するときは、市と協議すること。

2 機械設備の維持管理

機械設備の保守・管理については、指定管理者が行うものとし、必要に応じて民間専門業者へ委託し対応すること。日常点検及びメンテナンスは職員が行う。異常がある場合は、改善及び修繕を行うこと。

(1) 無圧開放式温水ヒーターの点検整備業務 4基 年2回（1基当たり）

地下の機械室内に2基（昇温・給湯・暖房の3回路式 1基当たり70万 kcal／h）、第2機械室に2基（昇温・暖房の2回路式 1基当たり10万 Kcal／h）を設置している。冬期間になると能力が足りず、無圧開放式温水ヒーターの熱源を利用している。冬期間の給湯が不足するため、平成15年度及び平成23年度に3トンの貯湯槽を増設し改善を図っている。

(2) ろ過機の点検整備業務・ろ過材の交換（露天2基 年2回、全身浴4基＜高温湯・低温湯＞年2回、寝湯2基 随時）

全身浴槽（低温）、露天風呂、寝湯系統（全6基）が地下機械室にあり、全身浴槽（高温）は第2機械室にある。日常点検を行い、毎日1回（夜閉館後は必須）以上逆洗（洗浄）を行い、ろ過機内のろ過材（砂）をきれいにする。また、塩素注入機（殺菌処理）のろ過循環との接合部（サイフォン止めチャッキ弁）は、毎日1回（夜閉館後は必須）以上清掃を行い、目詰りが生じた場合は随時清掃が行えるように点検すること。除毛器（ヘアキャッチャー）の清掃は、ろ過機上部の圧力状態に応じて、毎日1回（夜閉館後は必須）以上行うこと。毎日の清掃、点検が各浴槽の水質管理、温度管理、ろ過機や配管へ影響を与えるので十分注意すること。また、ろ過機内部と配管内部は、レジオネラ属菌の繁殖しやすい場所であるため特に注意を要すること。

(3) プレート熱交換機の手入れ業務（8基 年2回）

全身浴槽（男女、高温湯・低温湯）、露天風呂（男女）及び寝湯（男女）の熱交換プレートに黒色固着物があるため、薬品による洗浄を行うこと。

(4) 各種ポンプの手入れ業務 年2回

ろ過ポンプ（10台）、空調用ポンプ（14台）、給湯用ポンプ（10台）、超音波ポンプ（2台）、自動給水ポンプ（2台）が地下機械室、ボイラー室、受水槽室内、第2機械室にある。日常点検では、異常音、負荷値、漏れ等を確認し、異常があれば改善し、必要に応じて交換すること。

(5) 融雪ポンプの手入れ業務 年2回（空調用ポンプ14台のうち1台）

敷地内ロータリー及び歩道のコイル内不凍液循環ポンプは、冬期間のみ運転する。排湯槽のお湯の熱を利用し、消雪及び凍結防止を行う。不凍液の濃度が低下すると、液が凍結し循環しなくなるため、液の補充、交換が必要である。また、ホースの破損がないように注意すること。

(6) 受水槽の手入れ業務 年1回（水質検査を含む。）

地下受水槽室内に30tのタンクがあり、常時給水され、浴場系統受水槽（10t）から浴室へ給水される。入館者が多い時は、温水や圧力低下（HDL）などの恐れがあるため、それらの警報が出た際は、すぐに受水槽室において警報の解除を行うこと。（温水時は館内の水道全部が停止する場合がある。点検時以外はタンク上部の蓋は鍵を掛けておくこと。）

(7) 貯湯槽の手入れ業務 2年に1回（4基あり、2基ずつ清掃）

貯湯槽は機械室内に5tタンクを2基と3tタンクを2基設置している。ボイラーで温められたお湯がタンク内で貯湯され、常時館内に送られる。槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないように温度を60度以上に保ち、貯湯槽内は、定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。日常点検は、お湯に濁りはないか、漏れはないか、補給水は正常か等を確認すること。

(8) グリストラップの手入れ業務 年4回

レストラン系統グリストラップは、厨房内の排水を一次水槽に溜め、油やカ

ス等を取除き下水に排水する。水槽内部に溜まった油やカスで詰ることがないように定期的に抜取り処理し、清掃を行うこと。

(9) 源泉槽の点検整備業務 3基 年1回

源泉井戸地より汲上げた源泉は、一時源泉槽（36t、40t）に貯留され、槽内で無色透明な源泉が酸化反応により茶色に変色し、沈殿物（スケール）が発生する。その後、ろ過機を経由し浴槽へ源泉を送る。

源泉槽に貯留せずに、直接ろ過機に送ると、ろ過機内部のろ過材が固まり、ろ過循環配管内部にスケール詰り、浴槽に付着し、メンテナンスが困難になる。

源泉槽は、年1回以上高圧洗浄機で清掃を行い、沈殿物は抜取り処分すること。平成23年度から源泉槽内で塩素消毒を行えるようにしている。

(10) 源泉配管高圧洗浄の点検整備業務 年4回以上

源泉槽から機械室内の各浴槽のろ過循環系統配管までの管に、スケールやマンガン（温泉成分）が付着するため、配管各所のフランジ及びカップリングを取外し、配管内部を高圧洗浄機で清掃すること。バルブ等は薬品洗浄すること。また、配管に詰りがないように、毎日、浴槽の満水に要する時間や機械室内源泉管湯量計の変化等を確認すること。源泉配管の詰りは、源泉ポンプの故障の原因となるので注意すること。

(11) 源泉ポンプの点検業務 3基 年6回

源泉槽ポンプは、毎日、ポンプ音やポンプ圧及び負荷値等の点検を行うこと。異常がある場合は、至急予備ポンプと交換をすること。また、24時間運転を行うので、故障がないように十分に注意すること。

(12) 源泉加圧ポンプ分解整備業務 6基 年2回

源泉槽から機械室内の各浴槽のろ過循環系統配管へ加圧して源泉を送るポンプで、スケールやマンガン（温泉成分）が付着するため、部品を分解し、薬品洗浄及び部品交換を行うこと。

(13) 排湯槽の点検整備業務 年1回

排湯槽は基本的には、源泉槽でオーバーフローしたお湯を溜める水槽であるが、一部浴場水（寝湯）の浴場水も排水される。排湯槽の水は、新田川を経て最上川へ放流されるため、危険な薬品、洗剤などは混入しないこと。清掃は、源泉槽と同様に高圧洗浄機で清掃し、沈殿物は抜取り処分すること。

排湯槽内部には、コイルが入っており、お湯の熱を利用して、冬期間歩道ロータリー付近の融雪に利用している。

(14) 逆洗槽の点検整備業務 年1回

ろ過機のメンテナンスのため、毎日逆洗（ろ過機内洗浄）を行い、排水を機械室内の床下の全面にある逆洗槽で受ける。槽の水は、新田川を経て最上川に放流するため、危険な薬品、洗剤は使用せず、高圧洗浄機で清掃し、沈殿物は抜取り処分すること。槽内は酸素が薄く、危険を伴うため、清掃を行う際十分

に酸素を送り込み作業すること。

(15) ろ過循環系統及び超音波管の点検整備業務 年2回

ろ過循環系統及び寝湯超音波管系統の配管は、お湯の成分（スケール）の付着による詰まりやレジオネラ属菌等の発生を防止するため、定期的に高圧洗浄を行い、年2回化学洗浄を行うこと。

(16) エアコン及びパッケージエアコンの点検整備業務 年1回

エアコン（室内外機8台）及びパッケージエアコン（室内機24台、室外機13台）の据付状況、整備、冷媒漏れ、運転及び運転記録の点検整備を行い、エアフィルターはシーズン前に点検清掃を行うこと。

また、管理者として、適切な設置、適正な使用環境の維持・確保、定期点検の実施、点検及び修理等に関する履歴を記録し、保存すること。

3 電気設備の維持管理

動力電灯の電気設備は日常、各セクションに異常がないか目視点検を行うこと。また、電気設備定期点検も実施すること。

(1) 浴場及び湯あがりコーナー・ほのか

照明器具の照度の低下、破損等がないか日常点検を行い、不良があれば交換すること。湿気が多く結露し易い浴場系統の照明器具は、防水型の器具を使用している。浴場の照明器具の交換は足場を組んでの高所作業になる。

(2) ロビー及び売店スペース

ロビー等の照明器具はLED照明に変更されている。点灯していないところがないか日常点検を行うこと。

(3) 各休憩室

照明器具の点灯しないところがないか日常点検し、不良があれば交換すること。部屋によっては、高所作業になる。

(4) 事務室

照明器具の点灯しないところがないか日常点検し、不良があれば交換すること。高所作業になる。

(5) レストラン・厨房スペース

照明器具の点灯しないところがないか日常点検し、不良があれば交換すること。

(6) 電気室・受水槽室・機械室・休憩室・倉庫等

日常点検では、室内の環境や異常音等の確認をすること。定期的に東北電気保安協会より点検を受けること。故障した場合は、業者に連絡し修理すること。

(7) 発電機室

燃料メーター、バッテリー等の日常点検を行うこと。燃料が不足している場合は給油し、常時満タンにすること。緊急時、消火ポンプのみの通電に使用す

るがバッテリーの消耗が激しいと、エンジンが起動しないので、十分注意すること。消防設備点検の際、不良等の指摘を受けないように、日常点検を怠らないこと。各エリアに分電盤が設置されているので、点検すること。

4 その他の維持管理

(1) 消防設備の点検（総合点検及び機器点検） 年2回

消防法に基づき、消防用設備の機器点検及び総合点検を行い、結果報告書を消防機関へ提出すること。

(2) 防火対象物の点検報告（消防法に基づく報告義務）

防火対象物点検資格が必要である。なお、当施設は、防火対象物の点検について特例認定を受けているので、消防機関への報告は3年に1回となる。

(3) 浴槽水の水質検査（色度、濁度、pH値、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、レジオネラ属菌数）

全身浴（男女・低温湯及び高温湯）、寝湯（男女）、掛湯（男女）、水風呂（男女）、露天及びほのか（長沼源泉・長沼第2源泉・上ノ台源泉）について、山形県公衆浴場法施行条例に基づき水質検査を行うとともに、必要に応じた届出を行うこと。

(4) 浴槽水の消毒方法については、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の残留塩素濃度を2時間おきに1回測定して、1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。

(5) シャワー器具の点検整備業務

シャワーの内部でも生物膜が生成され易く、レジオネラ属菌が検出されることがあるため、シャワー内部の水が滞留しないように、週に1回以上、内部の水が置き換わるよう流水する。シャワーヘッドとホースは6か月に1回以上の点検を行い、定期的に交換を行うこと。

(6) 屋外地下タンクの法定点検（3年に1回）、タンクの圧力検査（漏洩検査）を法令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細則に定める告示に基づき実施、漏えい検査により、一週間に1回以上危険物の漏れを確認すること。また、危険物の貯蔵又は取扱い数量の百分の一以上の精度で在庫管理を行い、一週間に1回以上危険物の漏れを確認すること。なお、法定点検については市が予算化し実施する。

(7) 煤煙濃度測定 年2回（無圧開放式温水ヒーター）

大気汚染防止法及び施行規則に基づき、当該施設の煤煙量の測定義務を有するため、基準に従い測定するとともに、その測定結果を記録表に記録し3年間保存すること。（温水ヒーター70万kcal/h 2基）

(8) 団体入口及び正面玄関入口の自動ドアの点検 年2回

自動ドアは不特性多数の方が使用される設備です。通行者が安全快適に使用できるように、定期的に検査・調整を行い、不具合箇所があれば予め是正しておくこと。

メンテナンス業務

1 毎日の主な業務

- (1) 施設全体の点検（建築物、電気設備、機械設備、水道設備及び浴場）
- (2) メーター計測（重油、電気、ガス、水道及び源泉の使用量）、浴槽水の塩素濃度の測定（全身浴槽、露天風呂及び寝湯） 2時間おきに1回計測し、測定結果に応じて調整を行うこと。
- (3) 身体障がい者用浴槽の準備
- (4) 植栽管理（水かけ等を行うこと。）
- (5) 駐車場及び館内外の清掃並びに点検
 - ア 営業開始前に次に業務を行うこと。
 - (ア) 駐車場、外回り、館内ロビー、各休憩室及びレストランの清掃
 - (イ) 脱衣室の清掃及び整理
 - イ 営業開始後に次の業務を行うこと。
 - (ア) 館内ロビー、脱衣室、浴場ガラス及びトイレの清掃
 - (イ) 浴場洗い場の点検及び清掃
 - (ウ) シャンプー及びボディーソープの補充
 - (エ) サウナマットの交換（2時間ごとに行うこと。）
 - (オ) 館内のごみの回収
 - ウ 閉館後に次の業務を行うこと。
 - (ア) 館内のごみ及びサウナマットの回収
 - (イ) 脱衣室の足拭きマットの回収及び清掃
 - (ウ) 浴場、各浴槽、脱衣室、身体障がい者用浴槽及び各休憩室の清掃
 - (エ) シャンプー及びボディーソープの補充、
- (6) 浴槽の温度調整
 - 1時間ごとに浴槽の温度を確認し、熱交換機サーモ及び源泉量の調整を行うこと。
- (7) ろ過機の除毛器の清掃
 - 内部に溜まった髪の毛等を取り、毎日1回（夜閉館後は必須）以上清掃を行うこととし、状況に応じて回数を増やすこと。
- (8) 塩素注入機サイフォン止めチャッキ弁清掃
 - 毎日1回（夜閉館後は必須）以上清掃を行うこととし、状況に応じて回数を増やすこと。
- (9) ろ過機の逆洗及び洗浄
 - 毎日1回（夜閉館後は必須）以上逆洗及び洗浄を行うこととし、状況に応じて回数を増やすこと。なお、閉館後の逆洗及び洗浄は、浴槽のお湯が完全に抜けるまで行うこと。

(10) 空調の調整（冷房及び暖房の温度調整）

連続運転を基本とするが、その日の状況に応じて運転及び停止の操作を行い、並びに設定温度を調整すること。

(11) 源泉ポンプの点検業務

源泉ポンプ室は毎日必ず点検を行うこととし、源泉温度、揚湯量、動水位、お湯漏れ等について点検すること。平成27年4月現在の長沼源泉揚湯量は毎分210ℓで源泉温度は49.0℃、上ノ台源泉湯量は毎分285ℓ、源泉温度は53.0℃である。また、令和4年度に掘削した長沼第2源泉は毎分105ℓで源泉温度は50.3℃である。

(12) 閉館後のろ過機の洗浄後にお湯入れを行い、随時に機械設備の調整、ろ過機の運転操作、塩素注入量の設定及び熱交換バルブの調整を行うこと。

(13) 夜間警備システムの開始操作を行った後に施錠すること。

2 週間の主な業務

(1) 超音波除毛器の清掃は、毎日1回（夜閉館後は必須）以上行うこととし、内部に溜まった髪の毛等を取ることを。

(2) 脱衣室のドライヤーの清掃は、毎月1回以上行うこととし、噴出し口の埃取り、分解清掃及び修理をすること。状況に応じて回数を増やすこと。

(3) 消火ポンプの点検は、毎週水曜日に行うこととし、ポンプの起動状態の確認、防火水槽の確認、発電機の起動確認等を行うこと。

(4) 地下の重油タンクの点検は、必要に応じて行うこととし、検知管の内部の状況確認、漏洩の確認等法令で定められた点検を行うこと。特に、当施設の地下の重油タンクは検知管の内部に地下水が浸入するため、定期的に水中ポンプにより水抜きを行うこと。

3 毎月の主な業務

(1) 月ごとの機械設備の保守点検業務は、次のとおりです。

ア 4月 源泉配管高圧洗浄（3基）、源泉ポンプ点検3基

イ 5月 各種ポンプの点検（ろ過、超音波、給湯、空調及び自動給水系統）、源泉加圧ポンプ分離整備4基、ろ過機ろ材交換（全身4基、露天2基）、温水ヒーター煤煙濃度測定

ウ 6月 グリストラップの清掃、温水ヒーター一点検及び整備2基、寝湯超音波配管・ろ過循環配管化学洗浄、源泉槽清掃、源泉ポンプ点検3基、消防設備点検

エ 7月 プレート熱交換機清掃、パッケージエアコン点検整備、温水ヒーター一点検及び整備、源泉配管高圧洗浄（3基）

オ 8月 源泉ポンプ点検（3基）、受水槽清掃

- カ 9月 グリストラップ清掃、ろ過循環配管高圧洗浄（2基）、貯湯槽清掃（2基）
- キ 10月 源泉配管高圧洗浄（3基）、源泉ポンプ点検（6基）、逆洗槽清掃
- ク 11月 各種ポンプの点検（ろ過、超音波、給湯、空調及び自動給水系統）、ろ過機ろ材交換（2基）、源泉加圧ポンプ分離整備（6基）、温水ヒーター煤煙濃度測定
- ケ 12月 グリストラップ清掃、温水ヒーター点検整備（2基）、プレート熱交換器清掃（8基）、源泉ポンプ点検（3基）、消防設備点検、寝湯超音波配管・ろ過循環配管化学洗浄
- コ 1月 プレート熱交換機清掃（8基）、温水ヒーター点検・清掃
- サ 2月 源泉配管高圧洗浄（3基）、源泉ポンプ点検（3基）
- シ 3月 グリストラップ清掃、排湯槽清掃、ろ過循環配管高圧洗浄
- (2) 塩素注入機サイフォン止めチャッキ弁ジョイント部ストラフカップリング
- (3) ろ過機回りのバルブの分解清掃
- (4) 寝湯ろ過機内部のろ過材の点検及び化学洗浄
- (5) 超音波ノズルの清掃
- (6) 浴場ピット内排水口トラップの清掃（全40箇所）
- (7) 男女脱衣室の冷水機フィルターの清掃
- (8) 防火対象物の自主点検（毎月休館日に点検を実施すること。）
- (9) 電気設備の点検（毎月休館日に実施すること。）
- 点検に当たっては、東北電気保安協会に実施を依頼すること。
- (10) 空気環境の測定（休館日前日に実施すること。）
- 男女浴場内において、月1回以上計測すること。
- (11) 煤煙濃度レンズの清掃（毎月休館日に実施すること。）
- (12) 館内の定期清掃
- ア 館内の床（フローリングの部分に限る。）のワックスがけ
- イ 男女脱衣室の天井部の埃落とし
- ウ 男女脱衣室の床のワックスがけ
- エ 浴場の床のヌメリ落とし
- オ 浴場洗い場鏡及びシャワー器具の水アカ取り
- カ 各浴槽のスケール落とし（スケールとは、泉質成分をいいます。）
- キ 滑り止めマットの清掃
- ク 洗い桶及び椅子の清掃
- ケ 各トイレの床のワックスがけ及び便器の殺菌洗浄
- コ 地下入口通路の床（階段含む。）のワックスがけ
- サ 機械室内の床の清掃（定期的に床の塗装も実施すること。）
- シ 外溝及び館内高所のクモの巣取り及び埃取り

ス 全館の高窓の清掃

毎月休館日に長箒等を利用し清掃すること。ヘルメット、安全ロープ及び軍手の着用等、安全に配慮すること。

(13) 男女シャワー器具の点検（不良箇所があれば部品の交換を行うこと。）

(14) 浴場入口の引戸に不具合が生じた場合は、速やかに修繕を行うこと。

4 年間の主な業務

(1) 消防設備の点検（総合点検及び器具点検） 年2回

消防法に基づき、総合点検の結果報告書を消防機関へ提出してください。

(2) 防火対象物の点検報告（消防法に基づく報告義務）

防火対象物点検資格が必要です。なお、当施設は、防火対象物の点検について特例認定を受けているので、消防機関への報告は3年に1回です。

(3) 浴場の水質検査（一般細菌） 大腸菌、色度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量

(4) 屋外地下タンクの法定点検（3年に1回）、タンクの圧力検査（漏洩検査）

法令及び危険物の漏えいを覚知し、その漏えい拡散を防止するための告示で定める措置を講じる必要があります。

(5) 煤煙濃度測定 年2回

(6) 団体入口及び正面玄関入口の自動ドアの点検 年2回

市民保養施設設備機器類保守点検整備概要

	保守点検整備業務	実施予定月に「1」を記入												年間回数
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	温水ヒーター点検・清掃 4基（2基ずつ×2回）			1	1					1	1			4
2	温水ヒーター煤煙濃度測定		1						1					2
3	ろ過機ろ材交換													
	全身浴槽ろ過機 4基		1						1					2
	露天風呂ろ過機 2基		1						1					2
	ろ過機ろ材補充													随
4	プレート熱交換機清掃 8基				1						1			2
5	ろ過ポンプ点検整備10台		1						1					2
6	空調用ポンプ点検整備14台		1						1					2
7	給湯用ポンプ点検整備10台		1						1					2
8	超音波ポンプ点検整備 2台		1						1					2
9	自動給水ポンプ点検整備 2台		1						1					2
10	受水槽清掃					1								1
11	貯湯槽清掃 4基(2基／年)						1							1
12	グリストラップ清掃			1			1			1			1	4
13	源泉槽清掃 3基			1										1
14	源泉配管高圧洗浄 2系統	1			1			1				1		4
15	源泉ポンプ点検 3基	1		1		1		1		1		1		6
16	源泉加圧ポンプ分解整備 6基		1						1					2
17	排湯槽清掃												1	1
18	逆洗槽清掃							1						1
19	汚泥抜取処分													随
20	寝湯超音波化学洗浄			1						1				2
21	ろ過循環系統配管化学洗浄			1						1				2
22	ろ過循環系統配管高圧洗浄						1						1	2
23	パッケージエアコン点検整備				1									1
24	地下油槽法定検査	3年に1回法定検査及び点検報告（市で実施）												

※ 必要に応じ点検整備回数を増やし万全を期すこと。

消防設備管理について

1 発電機

発電機本体は、地下電気室内に設置されており、通常は停止状態である。停電時及び火災発生時（消火栓の緊急ボタンを押すことによる。）は自動で起動する。動力は軽油であり、燃料不足及びバッテリーの状態が悪いと起動しないことや、突然停止してしまう場合があるため、日常点検を行うこと。また、定期的に起動点検を行い、数分間（約5分）アイドリングすることも大切である。起動すれば、燃料も減るため、給油し常時満タンの状態にすること。

2 消火ポンプ

消火ポンプは、地下消火ポンプ室に設置されている。停電時及び火災発生時は、発電機と連動しており、各エリアの消火栓の緊急ボタンを押すことにより自動的に起動し、使用することができる。

3 防火水槽

防火水槽は、地下消火ポンプ室の床下に設置されている。常時満水にするため、自動給水される。自動給水の故障がないように、マンホールを開け定期的に点検を行うこと。

4 消火栓（全5箇所）

消火栓は各エリアに設置されており、火災時（火災訓練時を含む。）のみ使用すること。本体の緊急ボタンを押すことにより起動し、使用可能となる。火災現場までホースを伸ばし、消火栓のバルブを開けば放水される。放水時は、かなりの水圧がかかるため注意すること。

5 消火器

消火器は、1階エリアに12箇所設置されている。消火器は、定期的に点検し、良好な状態を保つこと。

6 誘導灯

誘導灯は、非常時に利用者を安全に誘導するものである。バッテリーの不良、不点灯がないように日常点検を行うこと。ランプが切れている場合は、すぐに交換すること。

7 非常灯

基本的には防火設備に当たるが、火災時の停電等も予想し、停電時も点灯しな

いことのないように、常に点検を行い、バッテリーの不良箇所があれば交換すること。周囲の明るさは1ルクス以上を保つこと。

8 防災監視盤

防災監視盤は事務室内にあり、火災発生時はいち早く場所が特定できる。館内は熱感知器で警備しているため定期的に点検を行うこと。また、同時に防火監視盤システムでも週1回自動的に機械が感知器の点検を行う。

9 消防訓練

消防訓練は、消防法で年2回義務付けられており、避難、誘導、消火の訓練を行うこと。訓練実施に当たり、消防機関への申請及び報告の義務もある。訓練マニュアル及び避難経路図は保管書類とし、また、各部屋への設置が義務づけられている。

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針を定めた件

厚生労働省告示第264号

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）に基づき、レジオネラ症の発生を防止するために必要な措置に関する技術上の指針を次のように定めたので、告示する。

平成15年7月25日

厚生労働大臣 坂口 力

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針

レジオネラ症は、レジオネラ属菌による感染症で、そのうちレジオネラ肺炎については、症状のみで他の肺炎と鑑別することは困難である上、病勢の進行も早いことから、医療機関における診断が遅れ、適切な治療が行われない場合、死亡又は重篤な結果に至る可能性がある。そのため、高齢者、新生児及び免疫低下を来す疾患にかかっている者については特に注意を要する疾病である。

一方、レジオネラ属菌は、入浴設備、空気調和設備の冷却塔、給湯設備等の水を使用する設備に付着する生物膜に生息する微生物の細胞内で大量に繁殖し、これらの設備から発生したエアロゾルを吸入することによって感染することが知られており、衛生上の措置を講ずることによって、これらの設備を発生源とするレジオネラ属菌による感染を防止することができる。

本指針は、レジオネラ症の感染源となる設備において講ずるべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症の発生を防止することを目的とするものである。

第一 レジオネラ症の発生を防止する対策の基本的考え方

- 一 レジオネラ症の発生を防止する対策の基本は、レジオネラ属菌が繁殖しやすい状況をできるだけなくし、これを含むエアロゾルの飛散を抑制する措置を講ずることである。特に、多数の者が利用する公衆浴場、宿泊施設、旅客船舶等の施設又は高齢者、新生児及び免疫機能の低下を来す疾患にかかっている者が多い医療施設、社会福祉施設等においては、入浴設備、空気調和設備の冷却塔及び給湯設備における衛生上の措置を徹底して講ずることが重要である。
- 二 これらの設備の衛生上の措置としては、次に掲げる観点から、構造設備及び維持管理に係る措置を講ずることが重要である。

- 1 微生物の繁殖及び生物膜等の生成の抑制
- 2 設備内に定着する生物膜等の除去
- 3 エアロゾルの飛散の抑制

第二 入浴設備における衛生上の措置

一 入浴設備における衛生上の措置に関する基本的考え方

近年、入浴設備は、湯水を再利用し、これを節約するため、ろ過器を中心とする設備、湯水を一時的に貯留する槽及びこれらの設備をつなぐ配管を含め、複雑な循環構造を形成することが多くなっている。これらの設備における衛生上の措置が不十分である場合、レジオネラ属菌による感染が発生しやすく、現に国内において、このような事例が報告されているところである。

レジオネラ属菌は、生物膜に生息する微生物等の中で繁殖し、消毒剤から保護されているため、浴槽の清掃や浴槽水の消毒では十分ではないことから、ろ過器及び浴槽水が循環する配管内等に付着する生物膜の生成を抑制し、その除去を行うことが必要である。

また、浴室におけるエアロゾルの発生をできるだけ抑制することによって、汚染された湯水による感染の機会を減らすことも必要である。

二 構造設備上の措置

構造設備上の措置として、次に掲げる措置を講ずることが必要である。

- 1 ろ過器を設置している浴槽では、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前に設置し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。
- 2 湯温が60度に満たない貯湯槽には、これを60度以上に保つ能力を有する加熱装置を設置するなど、槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすること。
- 3 浴槽から排出された水を再利用するための回収槽（以下「回収槽」という。）は、入浴によって生じた老廃物又は汚れを多く含んだ水を貯留しているため、壁面等に生物膜が定着しやすく、レジオネラ属菌が繁殖しやすい状況にあることから、回収槽の水を浴用に供することは避けること。やむを得ずに供する場合は、消毒及び清掃が容易に行えるように、回収槽を設置すること。
- 4 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等のエアロゾルを発生させる設備を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。
- 5 浴槽に補給する湯水の注入口は、当該湯水が給湯又は給水の配管に逆流しないよう、浴槽水が循環する配管に接続しないこと。
- 6 ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、当該浴槽水の誤飲の防止又はエアロゾルの発生の抑制を図るため、当該水を浴槽の底部に

近い部分から供給すること。

- 7 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を用いないこと。

三 維持管理上の措置

維持管理上の措置として、次に掲げる措置を講ずることが必要である。

- 1 浴槽水は、少なくとも1年1回以上、水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか否かを確認すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水を毎日、完全に換えることなく使用する場合など浴槽水がレジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高めること。
- 2 浴槽水は、毎日、完全に換えることが原則であり、これにより難しい場合であっても、浴槽水の汚染状況を勘案して最低でも1週間に1回以上完全に換えること。その際、換水のみでは十分ではなく、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去しない限り、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染を防止できないことに留意すること。
- 3 ろ過器内は、湯水の流速が遅くなり、最も生物膜や汚れ等が付着しやすい場所であるため、1週間に1回以上、ろ過器内に付着する生物膜等を逆洗浄等で物理的に十分排出すること。併せて、ろ過器及び浴槽水が循環している配管内に付着する生物膜等を適切な消毒方法で除去すること。また、ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。
- 4 回収槽の水をやむを得ず浴用に供する場合は、回収槽の壁面等の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を消毒すること。
- 5 浴槽水の消毒にあつたては、塩素系薬剤を使用することが一般的であるが、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、常に一定ではなく、入浴者数、薬剤の注入時間及び注入速度等により大きく変動するため、濃度は頻繁に測定して記録し、通常1リットルにつき0.2から0.4ミリグラム程度に保ち、かつ、最大で1リットルにつき1.0ミリグラムを超えないように努める等適切に管理を行うとともに、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。なお、ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。

さらに、温泉水及び井戸水を利用する場合又は塩素消毒以外の方法により消毒を行う場合は、それぞれの場合に応じた適切な維持管理を行うこと。

- 6 貯湯槽は、湯温を60度以上に保つなど貯湯槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすること。また、定期的に貯湯槽内の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- 7 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等エアロゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日、完全に換えることなく使用している浴槽水を使用しないこと。
- 8 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう、脱衣室等の入浴

者の見やすい場所において、浴槽に入る前には身体を洗うこと等の注意を喚起すること。

第三 空気調和設備の冷却塔における衛生上の措置

一 空気調和設備の冷却塔における衛生上の措置に関する基本的考え方

空気調和設備の冷却塔を発生源とするレジオネラ症は、国内では報告例は少ないが、海外では数多くの集団感染事例が報告されており、感染源として重視する必要がある。

冷却塔からの排気に含まれるエアロゾルは、外気取入口や窓を介して屋内に侵入し、又は、地下に飛散することから、冷却塔の設置又は修繕を実施する場合は、エアロゾルの飛散を抑制するための措置を講ずる必要がある。

冷却塔内では、冷却水が熱を放出してその一部が蒸発するため、冷却水中の炭酸カルシウムやケイ酸マグネシウム等の塩類が濃縮されたスケールと呼ばれる物質が冷却塔内の充てん剤等に析出し、微生物が付着しやすい環境を醸成する。また、冷却塔内は、日射、酸素の供給、大気への開放など微生物や藻類の繁殖に好適な環境となっているため、レジオネラ属菌が繁殖しやすい環境を提供することになる。そのため、スケール及びスライムの生成を抑制し、除去を行うことが重要である。

二 構造設備上の措置

冷却塔を設置する際には、エアロゾルの放散量が少ない構造を持つものを採用したり、風向き等を考慮して、外気取入口、居室の窓及び人が活動する場所から十分距離を置くなどして、エアロゾルの飛散をできるだけ抑制すること。

三 維持管理上の措置

冷却塔の使用開始時及び使用期間中は1月以内ごとに1回、定期的に冷却塔及び冷却水の汚れの状況を点検し、必要に応じ、冷却塔の清掃及び換水等を実施するとともに、1年に1回以上、清掃及び完全換水を実施すること。また、必要に応じ、殺菌等を冷却水に加えて微生物や藻類の繁殖を抑制すること。

第四 給湯設備における衛生上の措置

一 給湯設備における衛生上の措置に関する基本的考え方

給湯設備を発生源とするレジオネラ症は、国内では給湯設備が原因と推測される院内感染が報告され、海外では集団感染した事例もあることから、感染源として留意することが必要である。

給湯設備においては、湯温の制御がレジオネラ属菌による汚染を防止する上で最も重要である。

また、湯水が貯湯槽や給湯のための配管内で滞留することによってレジオネラ属菌をはじめとする微生物が繁殖しやすくなる。そのため、特に、循環式の

中央式給湯設備においては、同設備に湯水が滞留することを防止するための措置を講ずることが重要である。

二 構造設備上の措置

貯湯式の給湯設備や循環式の中央式給湯設備を設置する場合は、貯湯槽内の湯温が60度以上、末端の給湯栓でも55度以上となるような加熱装置を備えることが必要ある。また、滞留水を排水できるよう貯湯槽等には排水弁を設置するとともに、循環式の中央式給湯設備では、設備全体に湯水が均一に循環するよう流量弁等を設置することが必要である。

三 維持管理上の措置

貯湯槽等に滞留している湯水を定期的に排水するとともに、1年に1回以上、貯湯槽等の清掃を実施すること。また、循環式の中央式給湯設備では、設備全体に湯水が均一に循環するように循環ポンプや流量弁を適切に調整することが必要である。

第五 その他の設備の衛生上の措置

入浴設備、空気調和設備の冷却塔及び給湯設備以外であっても、エアロゾルを発生させる機器及び設備について、第一の二に基づき、適切な衛生上の措置を講ずることが必要である。

第六 自主管理

施設の管理者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従事者等に周知徹底するとともに、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めることが必要である。

浴槽面積一覧

1 男 湯（シャワー30 個）

名 称	全身（低温湯）	全身（高温湯）	寝湯	水風呂	掛け湯	露天風呂
面 積	37.4 m ²	7.9 m ²	4.8 m ²	2.88 m ²	0.81 m ²	95.7 m ²
深 さ	0.6m	0.6m	0.5m	0.55m	0.36m	0.6m
洗い場の床上	0.05m	0.05m	0.38m	0.57m	0.36m	-
階 段 の 幅	0.35m	0.35m	0.5m	0.35m	-	0.35m

2 女 湯（シャワー31 個）

名 称	全身（低温湯）	全身（高温湯）	寝湯	水風呂	掛け湯	露天風呂
面 積	37.2 m ²	9.5 m ²	4.4 m ²	2.88 m ²	0.57 m ²	97.2 m ²
深 さ	0.6m	0.6m	0.5m	0.55m	0.6m	0.6m
洗い場の床上	0.05m	0.05m	0.43m	0.57m	0.36m	-
階 段 の 幅	0.35m	0.35m	0.35m	0.35m	-	0.35m

3 身障者浴槽

名 称	全身浴槽
面 積	1.79 m ²
深 さ	0.6m
洗い場の床上	0.44m
階 段 の 幅	0.35m

4 熱気室

		男	女
名 称		サウナ風呂	サウナ風呂
面 積		13.6 m ²	14.0 m ²
ガラス扉	縦	1,927mm	1,927mm
	横	791mm	791mm
温 度 計		有	有
温度調整器		有	有

天童最上川温泉（源泉名 長沼源泉） 温泉分析書より（日環科第 443 号）

1. 湧出地 山形県天童市大字蔵増字長沼 2 7 5 7 番 1							
2. 湧出地における調査及び試験成績（令和 6 年 9 月 9 日 10 時 00 分）							
(1) 泉温 49.5℃ 天候 曇 気温 29.6℃							
(2)知覚的試験 無色澄明にして塩味とわずかに鉄味を有し無臭							
(3)湧出状況 掘さく動力揚湯							
(4)p H 値 7.2							
3. 試験室における試験成績（令和 6 年 9 月 9 日～令和 6 年 9 月 25 日）							
(1)密度 1.004 (20℃／4℃)							
(2)蒸発残留物 10560 (mg/kg)							
(3)知覚的試験 黄白色微濁にして、塩味を有し無臭							
(4)p H 値 7.4							
4. 試料 1 k g 中の成分、分量及び組成							
(1) 陽イオン	ミリグラム (mg)	ミ リ バ ル (mval)	ミリバル％ (mval%)	(2) 陰イオン	ミリグラ ム(mg)	ミリバル (mval)	ミ リ バ ル ％ (mval%)
リチウムイオン	0.2	0.03	0.02	フッ素イオン	0.1	0.01	0.01
ナトリウムイオン	2731	118.8	78.77	塩素イオン	4916	138.7	96.00
カリウムイオン	69.8	1.79	1.19	臭素イオン	14.3	0.18	0.12
マグネシウムイオン	96.2	7.92	5.25	ヨウ素イオン	2.4	0.02	0.01
カルシウムイオン	441.5	22.03	14.61	硫酸イオン	65.9	1.37	0.95
マンガンイオン	4.2	0.15	0.10	炭酸水素イオン	255.5	4.19	2.90
鉄（Ⅱ）イオン	2.4	0.09	0.06	炭酸イオン	0.3	0.01	0.01
計	3345	150.8	100.0	計	5254	144.5	100.0
(3) 遊離成分							
① 非解離成分	ミリグラム(mg)	ミリモル(mmol)	②溶存ガス成分	ミリグラム(mg)	ミリモル(mmol)		
メタケイ酸	92.0	1.18	遊離二酸化炭素	29.6	0.67		
メタホウ酸	22.6	0.52	遊離硫化水素	—	—		
			計	29.6	0.67		
			成分総計： 7135mg/kg				
			(4) その他の微量成分				
計	114.6	1.70	ヒ素 0.01 mg/kg 未満、総水銀 0.0005 mg/kg 未満、銅 0.1 mg/kg 未満、鉛 0.01 mg/kg 未満、カドミウム 0.01 mg/kg 未満、亜鉛イオン 0.01 mg/kg 未満、アルミニウムイオン 0.05 mg/kg 未満、フッ素イオン 0.1 mg/kg 未満				
溶存物質（ガス性のものを除く）： 8 7 1 4 mg/kg							
5. 泉質 ナトリウム－塩化物温泉（等張性中性高温泉）							
6. 禁忌症、適応症等 温泉分析書別表に記載							

温泉分析書別表より

1	源泉名 長沼源泉
2	源泉所在地 山形県天童市大字蔵増字長沼 2 7 5 7 番 1
3	温泉分析依頼者 株式会社スポーツクラブ天童 代表取締役 遠藤登
4	泉質 ナトリウム－塩化物温泉（低張性中性高温泉）
5	泉質別適応症・禁忌症等
浴用の適応症 ・筋肉又は関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、（一般的適応症）腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）・運動麻痺における筋肉のこわばり・冷え性・末梢循環障害・胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）・軽症高血圧・耐糖能異常（糖尿病）・軽い高コレステロール血症・軽い喘息又は肺気腫・痔の痛み・自立神経不安定症・ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）・病後回復期・疲労回復・健康増進 （泉質別適応症）きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症	
浴用の禁忌症 ・病気の活動期（特に熱があるとき）・活動性の結核・進行した悪性腫瘍又は（一般的禁忌症）高度の貧血など身体衰弱の著しい場合・少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気・むくみのあるような重い腎臓の病気・消化管出血・目に見える出血があるとき・慢性の病気の急性増悪期 （泉質別禁忌症）該当項目なし	
浴用の方法及び注意 （１）入浴前の注意 ア 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。 イ 過度の疲労時には身体を休めること。 ウ 運動後 30 分程度の間は身体を休めること。 エ 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1 人での入浴は避けることが望ましいこと。 オ 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度を慣らすとともに、身体を洗い流すこと。 カ 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。 （２）入浴方法 ア 入浴温度 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。 イ 入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。 ウ 入浴回数 入浴開始後数日間は、1 日当たり 1～2 回とし、慣れてきたら 2～3 回まで増やしてもよいこと。	

エ 入浴時間（浴槽に入っている時間）

入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

但し、溶存物質が10,000mg/kg以上の高濃度の温泉では、入浴回数は、1日当たり1回程度とし、入浴時間は、5分を超えないようにすること。

（３）入浴中の注意

ア 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。

イ 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。

ウ めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

（４）入浴後の注意

ア 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で流した方がよいこと。）

イ 脱水症状等を避けるため、コップ1杯程度の水分を補給すること。

（５）湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

（６）その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

（注）この別表は、温泉法第18条の規定による掲示に直接結びつくものではないが、必要な参考資料となるものである。

飲用利用許可を所得していない施設には、原則的に飲用の禁忌症、適応症及び飲用の注意事項は記載しないものとする。

天童最上川温泉（源泉名 上ノ台源泉） 温泉分析書より（日環科第398号）

1. 湧出地 山形県天童市大字藤内新田字上ノ台 1 6 0 7 番 1							
2. 湧出地における調査及び試験成績（令和 2 年 10 月 12 日 10 時 40 分）							
(1) 泉温 50.7℃ 天候 雨 気温 20.3℃							
(2) 知覚的試験 微黄色透明にして強い塩味を有し並びにわずかに硫黄水素臭。							
(3) 湧出状況 掘さく動力揚湯（4 0 2 リットル／分）（採水時）							
(4) p H 値 7.1							
3. 試験室における試験成績（令和 2 年 10 月 21 日～令和 2 年 10 月 30 日）							
(1)密度 1.004 (20℃／4℃)							
(2)蒸発残留物 9,386 (mg/kg)							
(3)知覚的試験 微黄色透明にして強い塩味を有し、無臭。							
(4)p H 値 7.3							
4. 試料 1 k g 中の成分、分量及び組成							
(1) 陽イオン	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル％ (mval%)	(2) 陰イオン	ミリグラ ム(mg)	ミリバル (mval)	ミ リ バ ル ％ (mval%)
リチウムイオン	0.2	0.03	0.02	塩素イオン	4572	129.0	95.15
ナトリウムイオン	2311	100.5	77.95	臭素イオン	14.7	0.18	0.13
カリウムイオン	41.9	1.07	0.83	ヨウ素イオン	2.6	0.02	0.02
マグネシウムイオン	73.7	6.06	4.70	硫酸イオン	122.5	2.55	1.88
カルシウムイオン	423.7	21.12	16.38	炭酸水素イオン	232.6	3.81	2.81
マンガンイオン	3.1	0.11	0.09	炭酸水素イオン	0.2	0.01	0.01
鉄（Ⅱ）イオン	1.2	0.04	0.03				
計	2854	128.9	100.0	計	4945	135.6	100.0
(3) 遊離成分							
①非解離成分	ミリグラム(mg)	ミリモル(mmol)		②溶存ガス成分	ミリグラム(mg)	ミリモル(mmol)	
メタケイ酸	82.6	1.06		遊離二酸化炭素	30.3	0.69	
メタホウ酸	17.0	0.39		遊離硫化水素	0.1 未満	—	
				計	30.3	0.69	
				成分総計： 7902mg/kg			
				(4) その他の微量成分			
計	99.6	1.45		ヒ素 0.01 mg/kg 未満、総水銀 0.0005 mg/kg 未満、銅 0.01 mg/kg 未満、鉛 0.01 mg/kg 未満、カドミウム 0.01 mg/kg 未満、亜鉛イオン 0.01 mg/kg 未満、アルミニウムイオン 0.05 mg/kg 未満、フッ素イオン 0.1 mg/kg 未満			
溶存成分（ガス性のものを除く）： 7 8 9 8 mg/kg							
5. 泉質 ナトリウム－塩化物温泉（低張性中性高温泉）							
6. 禁忌症、適応症等 温泉分析書別表に記載							

温泉分析書別表より

1	源泉名	上ノ台源泉
2	源泉所在地	山形県天童市大字藤内新田字上ノ台1607番地1
3	温泉分析依頼者	天童市長 山本信治
4	泉質	ナトリウム－塩化物温泉（低張性中性高温泉）
5	泉質別適応症・禁忌症等	
浴用の適応症 （一般的適応症）	・筋肉又は関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）・運動麻痺における筋肉のこわばり・冷え性・末梢循環障害・胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）・軽症高血圧・耐糖能異常（糖尿病）・軽い高コレステロール血症・軽い喘息又は肺気腫・痔の痛み・自立神経不安定症・ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）・病後回復期・疲労回復・健康増進	
（泉質別適応症）	きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症	
浴用の禁忌症 （一般的適応症）	・病気の活動期（特に熱があるとき）・活動性の結核・進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合・少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気・むくみのあるような重い腎臓の病気・消化管出血・目に見える出血があるとき・慢性の病気の急性増悪期	
（泉質別禁忌症）	該当項目なし	
浴用の方法及び注意		
（１）入浴前の注意		
ア	食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。	
イ	過度の疲労時には身体を休めること。	
ウ	運動後30分程度の間は身体を休めること。	
エ	高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴を避けることが望ましいこと。	
オ	浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度を慣らすとともに、身体を洗い流すこと。	
カ	入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。	
（２）入浴方法		
ア	入浴温度	
	高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。	
イ	入浴形態	
	心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。	
ウ	入浴回数	
	入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよい	

こと。

エ 入浴時間（浴槽に入っている時間）

入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

但し、溶存物質が10,000mg/kg以上の高濃度の温泉では、入浴回数は、1日当たり1回程度とし、入浴時間は、5分を超えないようにすること。

（３）入浴中の注意

ア 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。

イ 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。

ウ めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

（４）入浴後の注意

ア 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で流した方がよいこと。）

イ 脱水症状等为了避免のため、コップ1杯程度の水分を補給すること。

（５）湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

（６）その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

（注）この別表は、温泉法第18条の規定による掲示に直接結びつくものではないが、必要な参考資料となるものである。

飲用利用許可を所得していない施設には、原則的に飲用の禁忌症、適応症および飲用の注意事項は記載しないものとする。

天童最上川温泉（源泉名 長沼第2源泉）温泉分析書より（日環科第417号）

1. 湧出地 山形県天童市大字蔵増字長沼 2 8 4 3 番 1							
2. 湧出地における調査及び試験成績（令和 5 年 2 月 2 4 日 9 時 35 分）							
(1) 泉温 50.3℃ 天候 曇 気温 6.7℃							
(2) 知覚的試験 微黄色透明にして、強い塩味並びに弱い鉄味を有し無臭。							
(3) 湧出状況 掘さく動力揚湯（1 0 5 リットル／分）（採水時）							
(4) p H 値 7.2							
3. 試験室における試験成績（令和 5 年 2 月 24 日～令 5 年 3 月 8 日）							
(1)密度 1.004 (20℃／4℃)							
(2)蒸発残留物 9,251 (mg/kg)							
(3)知覚的試験 微黄色透明にして、強い塩味を有し無臭。							
(4)p H 値 7.2							
4. 試料 1 k g 中の成分、分量及び組成							
(1) 陽イオン	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル％ (mval%)	(2) 陰イオン	ミリグラ ム(mg)	ミリバル (mval)	ミ リ バ ル ％ (mval%)
リチウムイオン	0.2	0.03	0.02	フッ素イオン	0.2	0.01	0.01
ナトリウムイオン	2531	110.1	77.15	塩素イオン	4788	135.1	95.89
カリウムイオン	47.9	1.20	0.86	臭素イオン	13.6	0.17	0.12
マグネシウムイオン	76.5	6.29	4.52	ヨウ素イオン	136	0.01	0.01
カルシウムイオン	425.7	21.24	15.27	硫酸イオン	0.1	1.71	1.21
マンガンイオン	2.9	0.11	0.08	炭酸水素イオン	236.7	3.88	2.75
鉄（Ⅱ）イオン	3.7	0.13	0.10	炭酸水素イオン	0.3	0.01	0.01
計	3087	139.1	100.0	計	5123	140.9	100.0
(3) 遊離成分							
①非解離成分	ミリグラム(mg)	ミリモル(mmol)	②溶存ガス成分	ミリグラム(mg)	ミリモル(mmol)		
メタケイ酸	74.7	0.96	遊離二酸化炭素	28.1	0.64		
メタホウ酸	20.2	0.46	遊離硫化水素	0.1 未満	—		
			計	28.2	0.64		
			成分総計： 8333mg/kg				
			(4) その他の微量成分				
計	94.9	1.42	ヒ素 0.01 mg/kg 未満、総水銀 0.0005 mg/kg 未満、銅 0.01 mg/kg 未満、鉛 0.01 mg/kg 未満、カドミウム 0.01 mg/kg 未満、亜鉛イオン 0.01 mg/kg 未満、アルミニウムイオン 0.05 mg/kg 未満、フッ素イオン 0.1 mg/kg 未満				
溶存成分（ガス性のものを除く）： 8, 3 0 5 mg/kg							
5. 泉質 ナトリウム－塩化物温泉（等張性中性高温泉）							
6. 禁忌症、適応症等 温泉分析書別表に記載							

温泉分析書別表より

1	源泉名	長沼第2源泉
2	源泉所在地	山形県天童市大字蔵増字長沼2843番地1
3	温泉分析依頼者	株式会社新東京ジオ・システム代表取締役奥山 清春
4	泉質	ナトリウム－塩化物温泉（等張性中性高温泉）
5	泉質別適応症・禁忌症等	
浴用の適応症 （一般的適応症）	・筋肉又は関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）・運動麻痺における筋肉のこわばり・冷え性・末梢循環障害・胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）・軽症高血圧・耐糖能異常（糖尿病）・軽い高コレステロール血症・軽い喘息又は肺気腫・痔の痛み・自立神経不安定症・ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）・病後回復期・疲労回復・健康増進	
（泉質別適応症）	きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症	
浴用の禁忌症 （一般的適応症）	・病気の活動期（特に熱があるとき）・活動性の結核・進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合・少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気・むくみのあるような重い腎臓の病気・消化管出血・目に見える出血があるとき・慢性の病気の急性増悪期	
（泉質別禁忌症）	該当項目なし	
浴用の方法及び注意		
（1）入浴前の注意		
ア 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。		
イ 過度の疲労時には身体を休めること。		
ウ 運動後30分程度の間は身体を休めること。		
エ 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴を避けることが望ましいこと。		
オ 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度を慣らすとともに、身体を洗い流すこと。		
カ 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。		
（2）入浴方法		
ア 入浴温度		
高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。		
イ 入浴形態		
心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。		
ウ 入浴回数		
入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよい		

こと。

エ 入浴時間（浴槽に入っている時間）

入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

但し、溶存物質が10,000mg/kg以上の高濃度の温泉では、入浴回数は、1日当たり1回程度とし、入浴時間は、5分を超えないようにすること。

（３）入浴中の注意

ア 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。

イ 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。

ウ めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

（４）入浴後の注意

ア 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で流した方がよいこと。）

イ 脱水症状等为了避免のため、コップ1杯程度の水分を補給すること。

（５）湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

（６）その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

（注）この別表は、温泉法第18条の規定による掲示に直接結びつくものではないが、必要な参考資料となるものである。

飲用利用許可を所得していない施設には、原則的に飲用の禁忌症、適応症および飲用の注意事項は記載しないものとする。

○天童市市民保養施設の設置及び管理に関する条例

平成 8 年 1 2 月 2 7 日

条例第 1 4 号

改正 平成 1 0 年 9 月 2 4 日 条例第 2 4 号

平成 1 7 年 9 月 2 7 日 条例第 1 4 号

平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日 条例第 3 7 号

令和元年 9 月 1 3 日 条例第 2 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）

第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、天童市市民保養施設の設置及び管理について必要な事項を定め、もって市民の健康増進及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(設置、名称及び位置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、天童市市民保養施設（以下「保養施設」という。）を設置する。

2 前項の保養施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 天童市市民保養施設 「天童最上川温泉ゆびあ」

(2) 位置 天童市大字藤内新田 1 6 2 0 番地の 1

(指定管理者による管理)

第 3 条 保養施設の管理は、法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(平 1 7 条例 1 4 ・追加)

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 保養施設の施設及び設備の管理に関する業務

(2) 保養施設の利用制限並びに利用料金の減額又は免除の手續及び還付に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、保養施設の運営に関して市長が必要と認める業

務

(平 1 7 条例 1 4 ・ 追加)

(利用時間)

第 5 条 保養施設の利用時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該利用時間を延長し、又は短縮することができる。

(平 1 7 条例 1 4 ・ 追加)

(休館日)

第 6 条 保養施設の休館日は、毎月第 2 月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当たるときは、当該休日の翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、臨時に休館し、又は開館することができる。

(平 1 7 条例 1 4 ・ 追加)

(利用の制限)

第 7 条 市長は、保養施設を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒否し、又は停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号）第 4 条及び第 5 条に該当するとき。
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設又は附属設備若しくは備付けの物件を損傷するおそれがあるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保養施設の管理上支障があると認めるとき。

(平 1 7 条例 1 4 ・ 一部改正)

(利用料金)

第 8 条 利用者は、指定管理者に別表第 2 に定める利用料金を納入しなければならない。

(平 1 7 条例 1 4 ・ 一部改正)

(利用料金の減額又は免除)

第9条 市長は、特別な理由があると認めるときは、前条の利用料金を減額又は免除することができる。

(平17条例14・一部改正)

(利用料金の還付)

第10条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付しなければならない。

- (1) 利用者の責によらない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に還付することが適当であると認めるとき。

(平17条例14・一部改正)

(損害賠償)

第11条 利用者は、保養施設又は保養施設の附属設備若しくは備付けの物件を損傷し、又は滅失した場合において、これを原状に回復することができないときは、その損害を賠償しなければならない。

(平17条例14・一部改正)

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例14・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (供用開始)
- 2 前項の規定にかかわらず、保養施設の供用開始は、告示で定める日からとする。

附 則 (平成10年9月24日条例第24号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成１７年１２月２７日条例第３７号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行の際現に利用者が所有する改正前の天童市市民保養施設の設置及び管理に関する条例第８条に定める入浴割引回数券は、この条例による改正後の天童市市民保養施設の設置及び管理に関する条例第８条に規定する入浴割引回数券とみなす。

附 則（令和元年９月１３日条例第２５号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

（令元条例２５・全改）

区分	利用時間
入浴 大休憩室	午前６時３０分から午後９時まで
中休憩室 小休憩室	午前８時から午後９時まで

別表第２（第８条関係）

（平１０条例２４・全改、平１７条例１４・旧別表・一部改正、平１７条例３７・令元条例２５・一部改正）

利用料金表

区分		料金
入浴	大人	３５０円以内で、指定管理者が市長の承認を受けて別に定める額
	小学生	１００円以内で、指定管理者が市長の承認を受けて別に定める額
入浴割引回数券	大人	３,５００円以内で、指定管理者が市長の承認を受けて別に定める。
	小学生	１,０００円以内で、指定管理者が市長の承認を受け

		て別に定める。
大休憩室	大人	200円以内で、指定管理者が市長の承認を受けて別に定める額
	小学生	100円以内で、指定管理者が市長の承認を受けて別に定める額
中休憩室		1時間当たり1,500円以内で、指定管理者が市長の承認を受けて別に定める額
小休憩室		1時間当たり500円以内で、指定管理者が市長の承認を受けて別に定める額

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 乳幼児は、無料とする。
- 3 入浴及び大休憩室の利用料金は1人入館1回当たりの額とし、中休憩室及び小休憩室の利用料金は1室当たりの額とする。
- 4 大・中・小休憩室の利用料金は、入浴料金を含まない額とする。

○天童市市民保養施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 8 年 1 2 月 2 7 日

規則第 2 4 号

改正 平成 1 7 年 1 2 月 1 2 日規則第 5 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天童市市民保養施設の設置及び管理に関する条例（平成 8 年条例第 1 4 号。以下「条例」という。）第 1 2 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 1 7 規則 5 1 ・一部改正)

(利用の手続)

第 2 条 利用の手続は、市長の承認を受けて法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が定めるものとする。

(平 1 7 規則 5 1 ・一部改正)

(利用料金の減額又は免除)

第 3 条 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者を経由して、天童市市民保養施設利用料金減額・免除申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(平 1 7 規則 5 1 ・一部改正)

(遵守事項)

第 4 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音又は大声を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 保養施設の建物又は敷地内において、許可を受けないで物品の販売、宣伝又は寄附金品の募集その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において、飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に立入りしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(平 1 7 規則 5 1 ・一部改正)

(損傷、滅失の届出)

第5条 利用者は、保養施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の届出があったときは、市長に報告しなければならない。

(平17規則51・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、保養施設の管理に関し必要な事項は、市長の承認を受けて指定管理者が別に定めるものとする。

(平17規則51・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(供用開始)

2 前項の規定にかかわらず、保養施設の供用開始は、告示で定める日からとする。

附 則 (平成17年12月12日規則第51号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式（第 3 条関係）
（平 1 7 規則 5 1 ・ 一部改正）

別記様式(第3条関係)

天童市市民保養施設利用料金減額・免除申請書

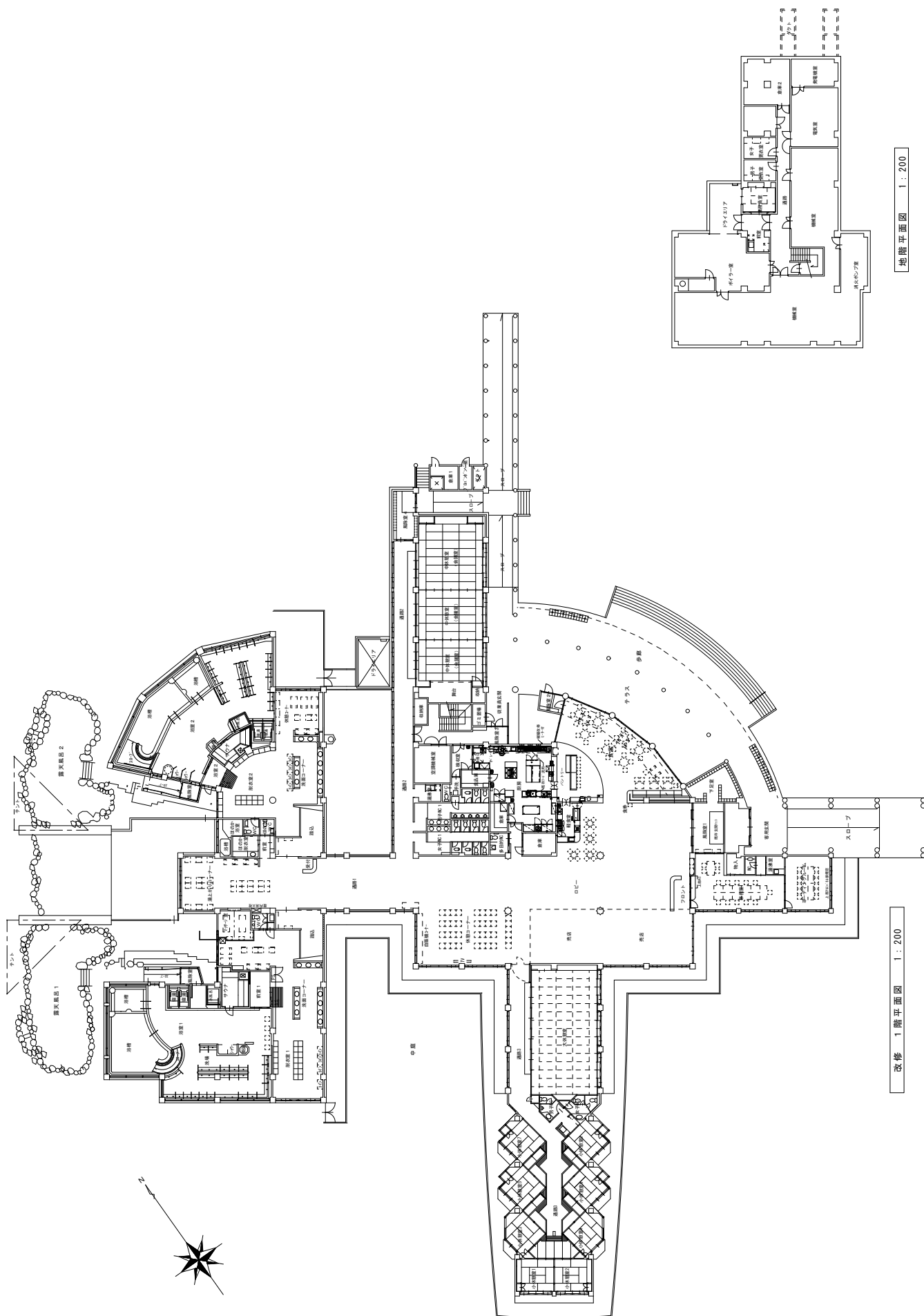
年 月 日

天童市長 様

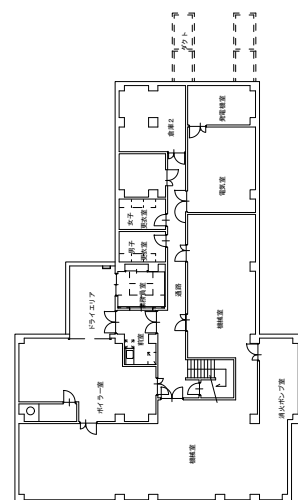
申請者 住 所
氏 名 印
連絡先(電話) ()

次のとおり減額又は免除を受けたいので申請します。

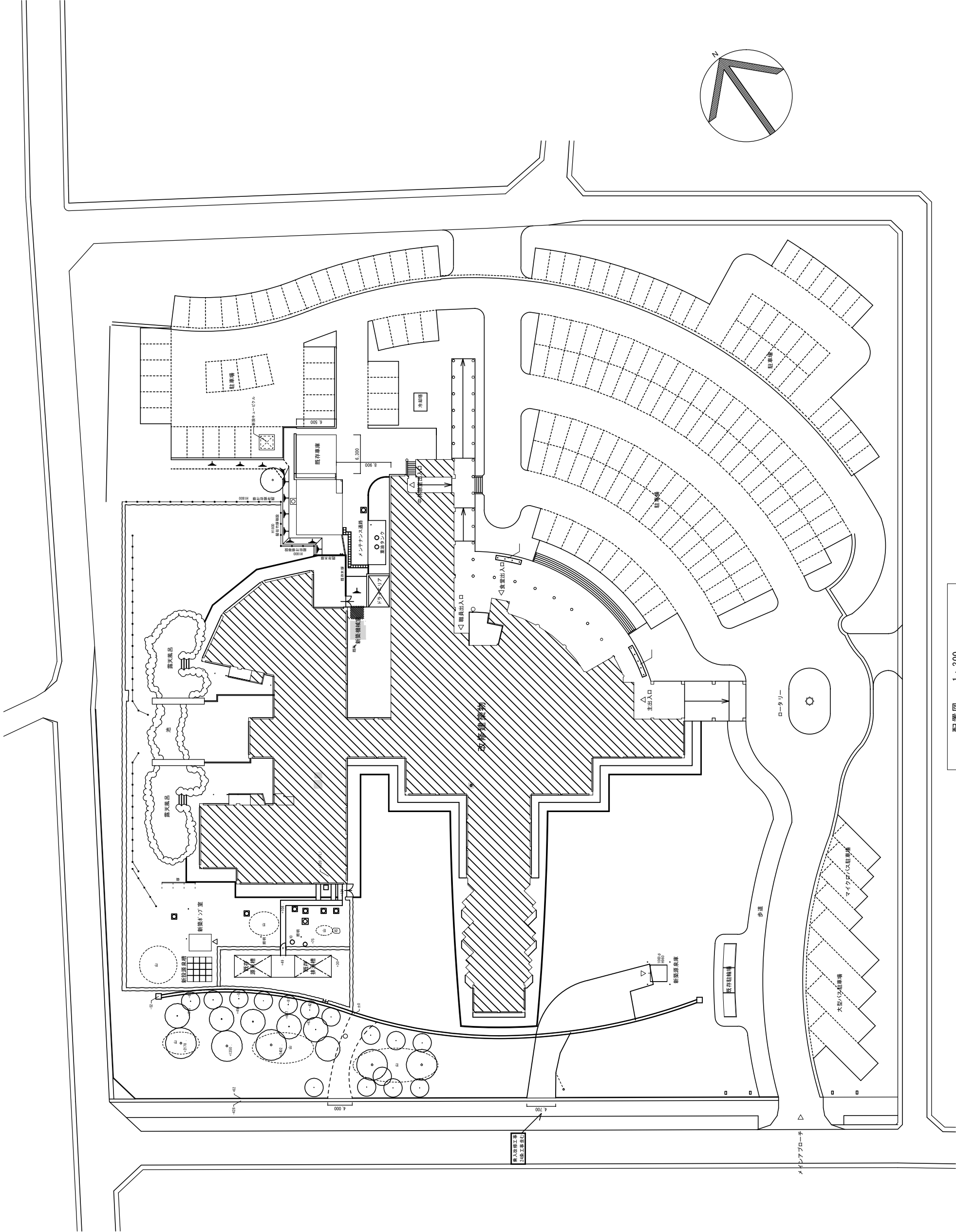
利 用 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
利 用 施 設	中休憩室・小休憩室・その他()
利 用 人 数	大人 人 ・ 小学生 人 ・ 計 人
利 用 目 的	
減 額 又 は 免 除 す る 額	減額又は免除前の金額 円 減額又は免除する金額 円
責 任 者 氏 名	



改修 1 階平面図 1 : 200



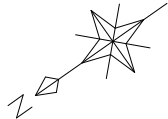
地階平面図 1 : 200



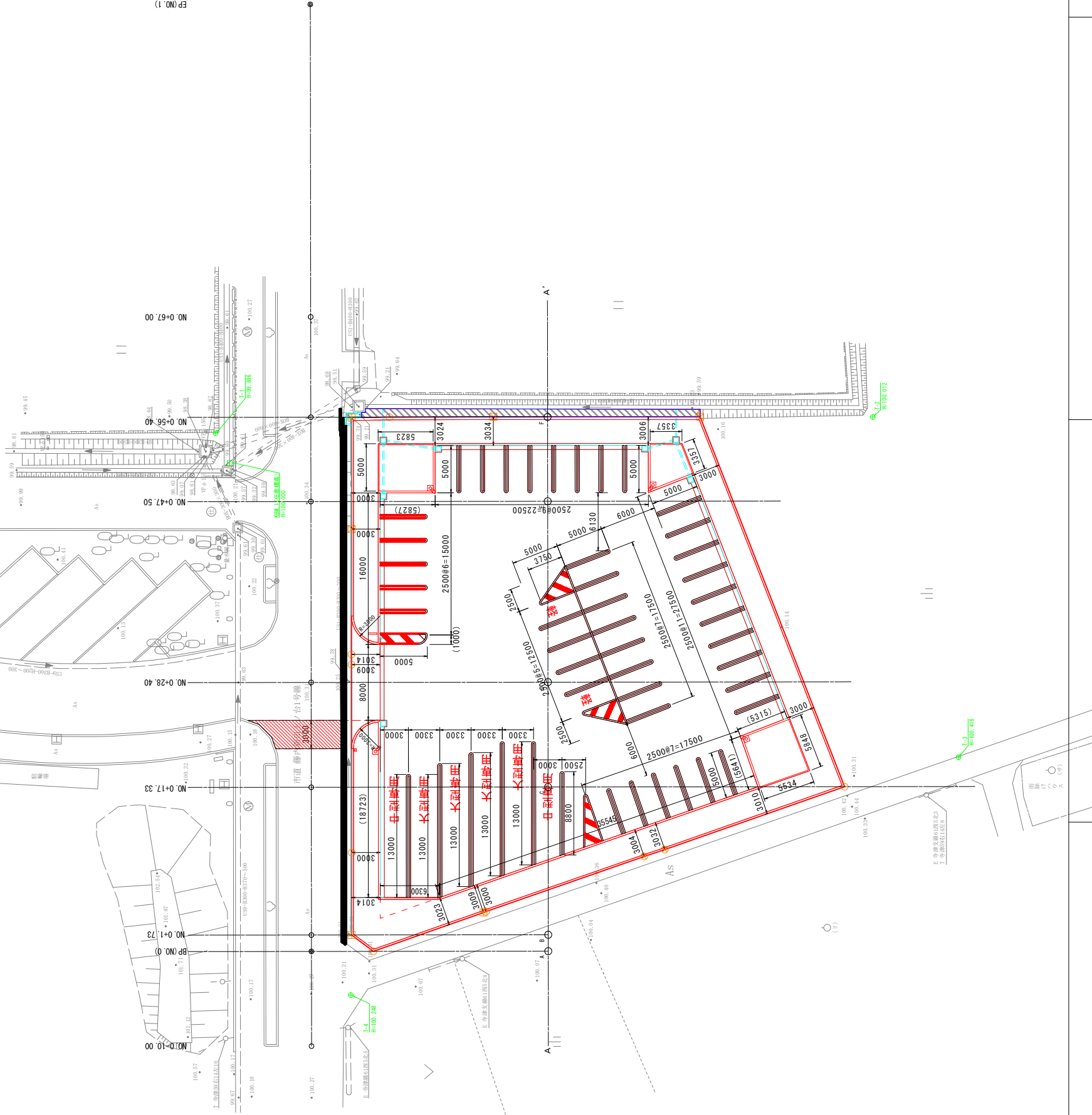
配置図 1 : 300



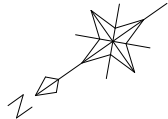
世界景地系 湖地成景(2011)	平成30年度	図番	葉17
	路線名又は 河川名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場	
	工事名	平成30年度天童最上川温泉 ゆびあ駐車場整備工事	
	位置	天童市大字藤内新田地内	
計画平面図			
縮尺 1 : 250		天童市	



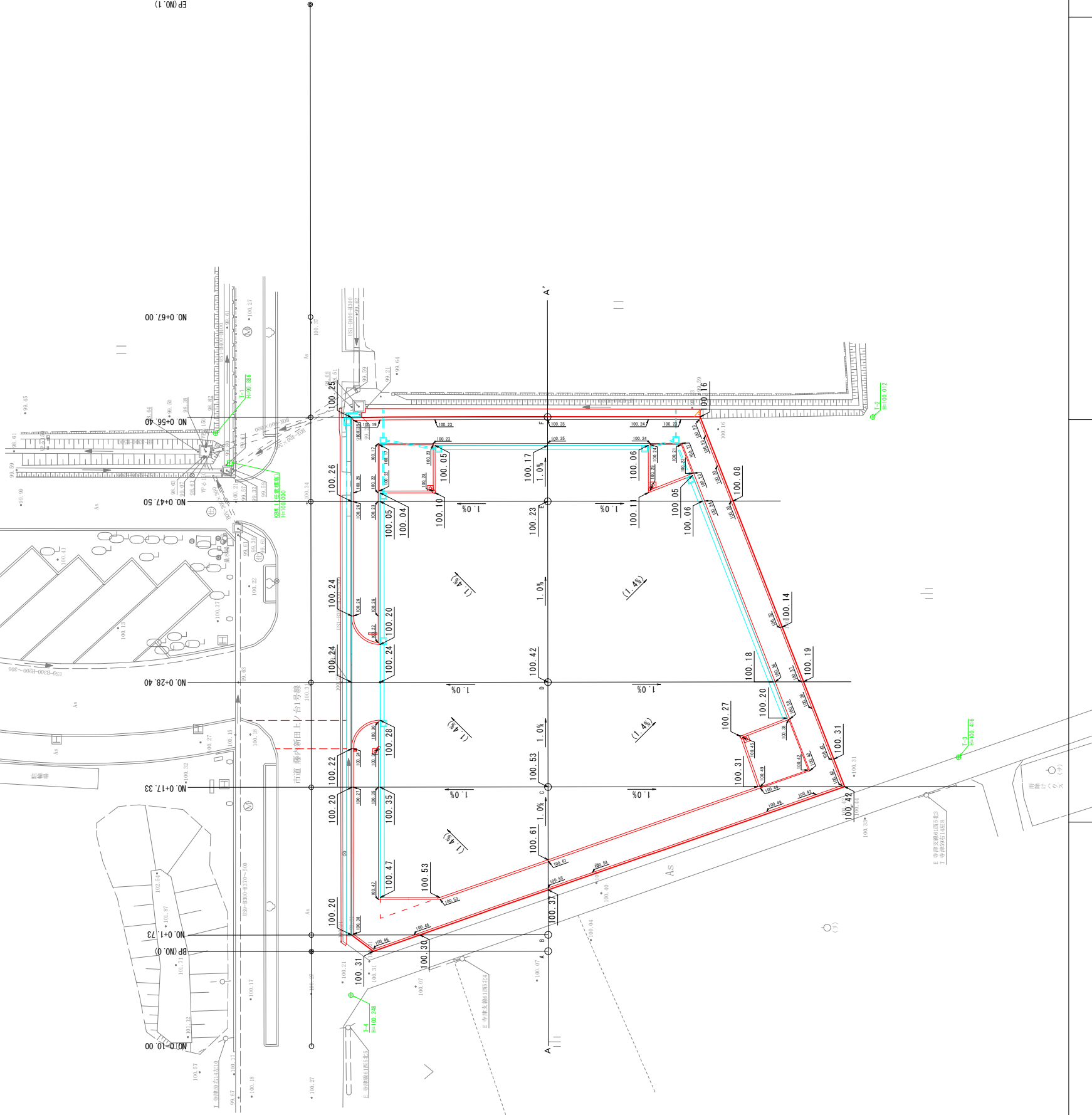
天童最上川温泉
ゆびあ



(世界測地系 測地成果2011)			
平 成 3 0 年 度	図 番	2葉17	
路線名又は 河 川 名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場		
工 事 名	平成30年度天童最上川温泉 ゆびあ駐車場整備工事		
位 置	天童市大字藤内新田地内		
割付平面図		1葉の内1	
縮尺 1 : 250		天 童 市	



天童最上川温泉
ゆびあ



(世界測地系 測地成果2011)

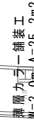
平成 3 0 年 度	図 番	3葉17
路線名又は 河 川 名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場	
工 事 名	平成30年度天童最上川温泉 ゆびあ駐車場整備工事	
位 置	天童市大字藤内新田地内	
造成計画平面図		1葉の内1
縮尺 1 : 250		天 童 市



平成30年度	図 書	4葉17
路線名又は 河川名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場	
工事名	平成30年度天童最上川温泉 ゆびあ駐車場整備工事	
位 置	天童市大字藤内新田地内	
雨水排水設備平面図		
縮尺 1:250		1 葉 の 内 1
縮 尺		天 童 市



平 成 3 0 年 度	図 書	5葉17
路線名又は 河 川 名	天童最上川温泉ゆびあ荘車場	
工 事 名	平成30年度天童最上川温泉 ゆびあ荘車場整備工事	
位 置	天童市大字藤内新田地内	
施設平面図		
縮 尺 1 : 250		天 童 市



アスファルト舗装工（市道側）
表層 上層 下層
再生密粒度As13F
再生密粒度M-40
再生密粒度As13F
再生密粒度M-40
再生密粒度As13F
再生密粒度M-40

t = 7cm	A = 35.8m ²
* t = 12cm	A = 24.2m ²
100, t = 40cm	A = 24.2m ²

EP (NO. 1)

NO. 0+67.00

コンクリート舗装工（排水路側）			
表層工	コンクリート 18-8-40	t= 5cm	A=29.5m ²
路盤工	再生クラッシャーランRC-40	t=10cm	A=29.5m ²

アスファルト舗装工 (駐車場内)			
表層工	再生密粒度As13F	t = 4cm	A = 1571.1m ²
上層路盤工	粒調碎石M-40	t = 7cm	A = 1571.1m ²
下層路盤工	再生クラウリ	t = 11cm	A = 1571.1m ²

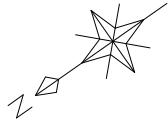
(排水路側)		
18-8-40	t= 5cm	A=29.5m ²
シャーランRC-40	t=10cm	A=29.5m ²

1.0m²

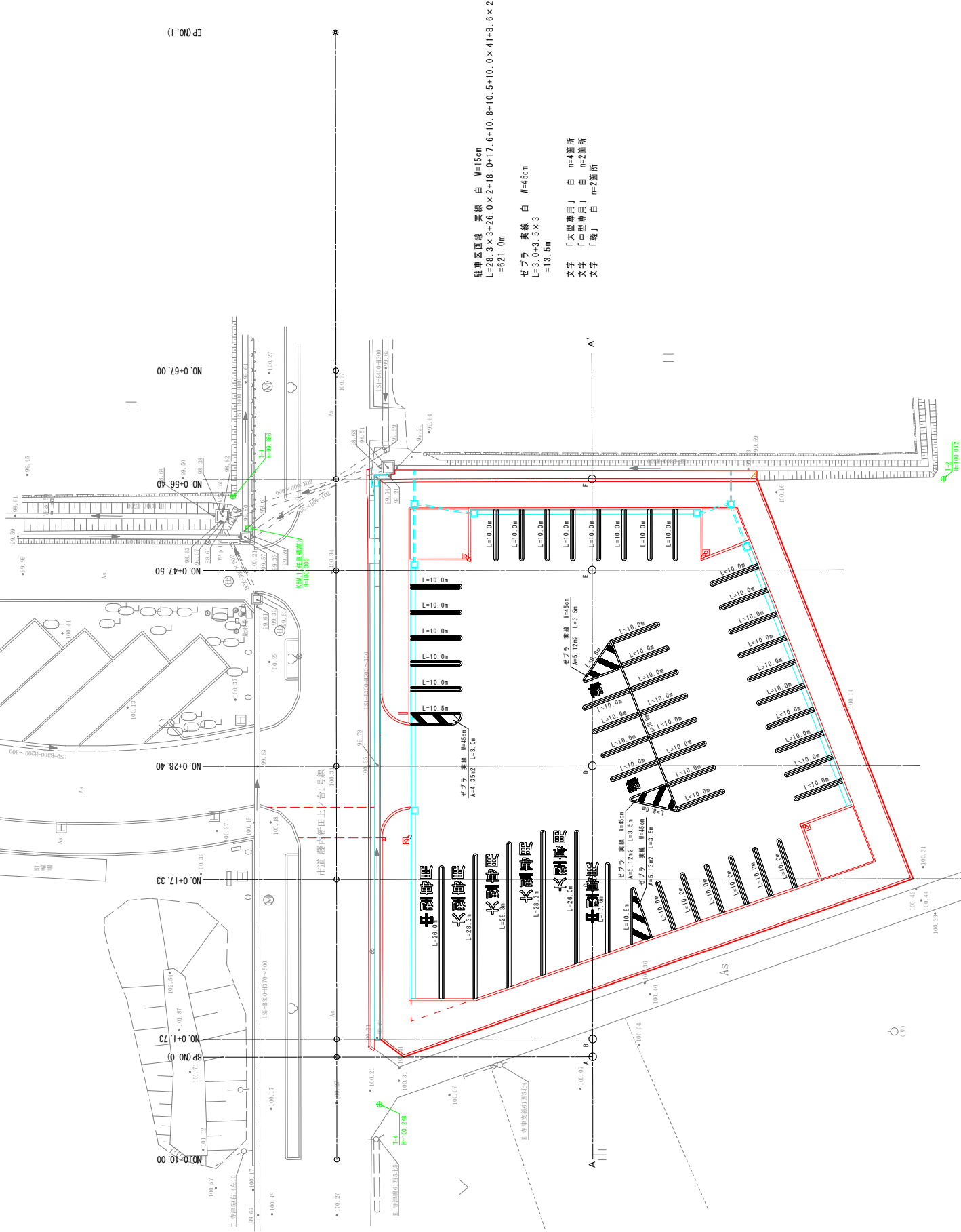
100

(世界測地系 測地成果2011)

平 成 3 0 年 度	図 書	6 葉 17
路線名又は 河 川 名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場	
工 事 名	平成30年度天童最上川温泉 ゆびあ駐車場整備工事	
位 置	天童市大字藤内新田地内	
施設平面図（編装）		
縮 尺 1 : 250		天 童 市



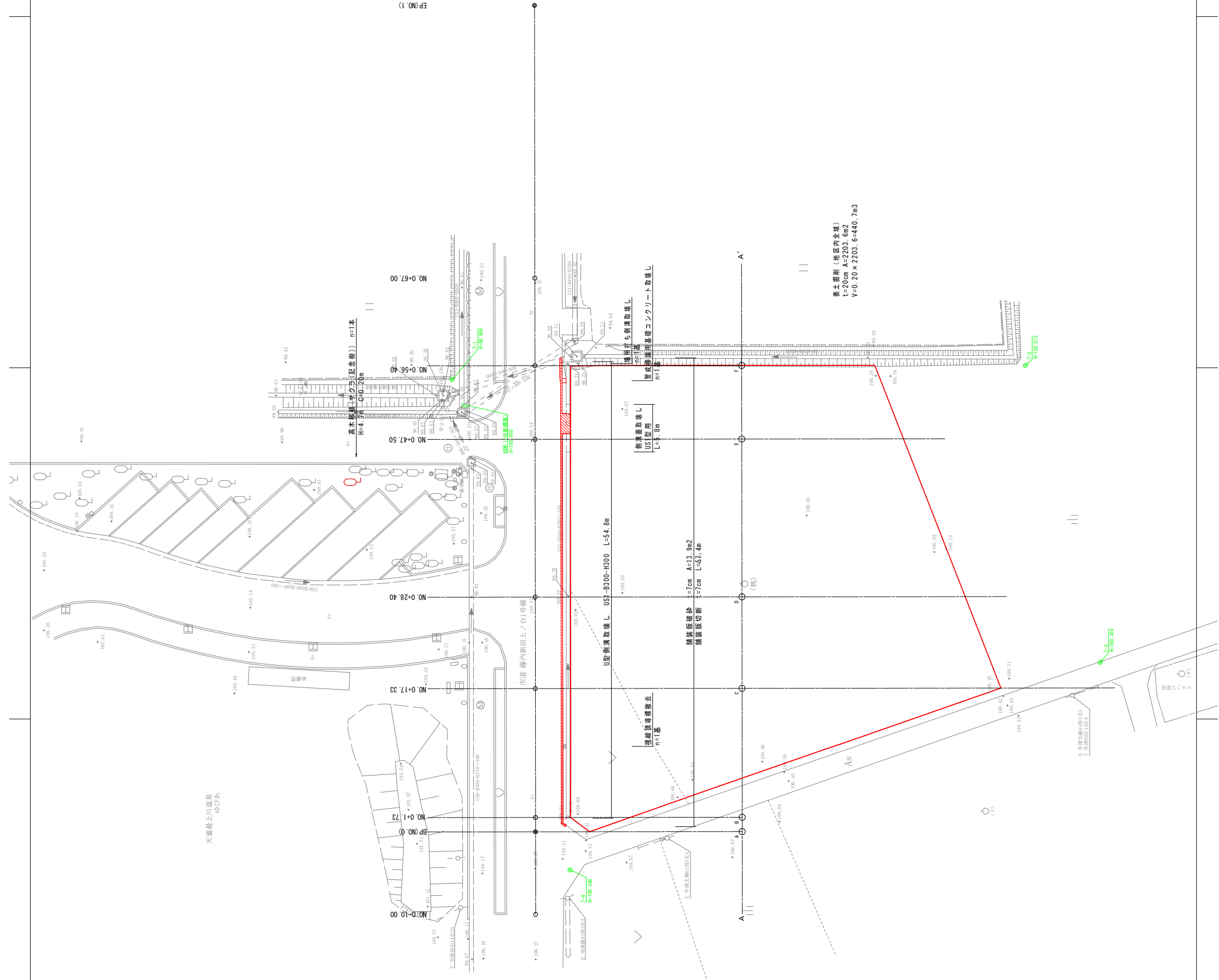
天童最上川温泉
ゆびあ



駐車区画線 黄線 白 W=15cm
L=28.3×3+26.0×2+18.0+17.6+10.8+10.5+10.0×4+8.6×2
=621.0m
ゼブラ 黄線 白 W=45cm
L=3.0+3.5×3
=13.5m
文字 「大型専用」 白 n=4箇所
文字 「中型専用」 白 n=2箇所
文字 「軽」 白 n=2箇所

(世界測地系 測地成果2011)

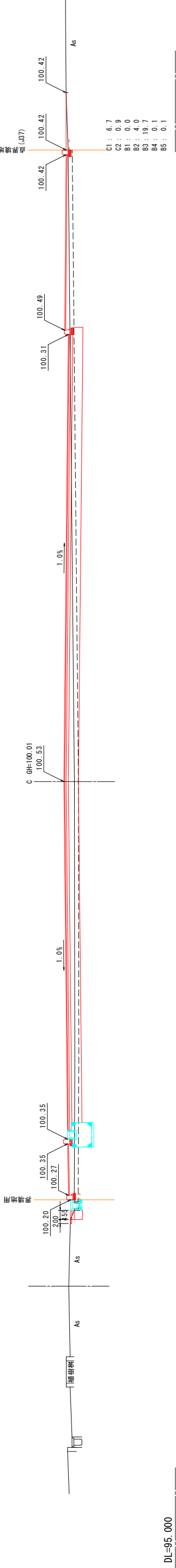
平 成 3 0 年 度	図 番	7葉17
路線名又は 河川名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場	
工 事 名	平成30年度天童最上川温泉 ゆびあ駐車場整備工事	
位 置	天童市大字藤内新田地内	
区画線工平面図 1葉の内1		
縮尺 1：250		天 童 市



(世界測地系 測地成果2011)

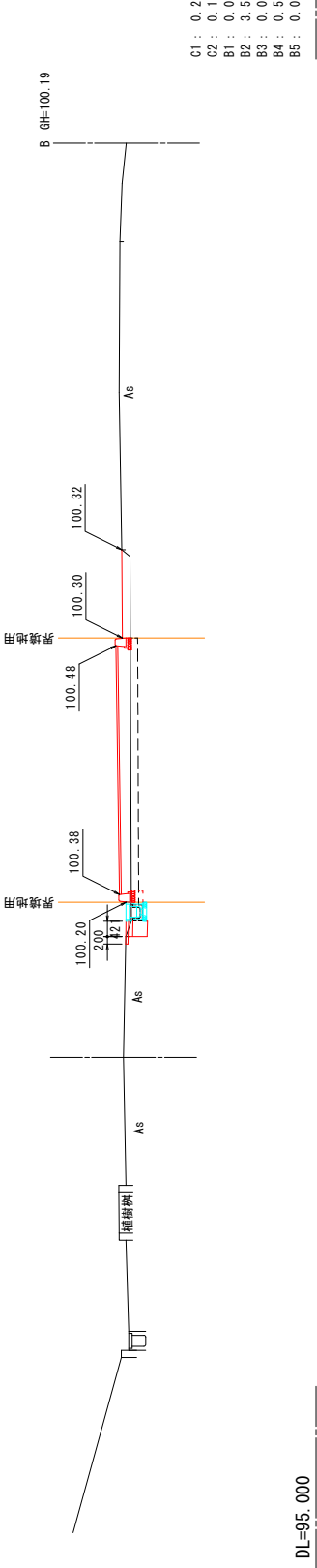
平成30年度	図 番	8葉17
新築又は 増築 所 川 名	天童最上川温泉ゆひあ駐車場	
工 事 名	平成30年度天童最上川温泉 ゆひあ駐車場整備工事	
位 置	天童市大字藤内新田内	
撤去工平面図		
1葉の内1		
縮 尺	1:250	天 童 市

NO. 0+17.33
BH=100.29
PI=



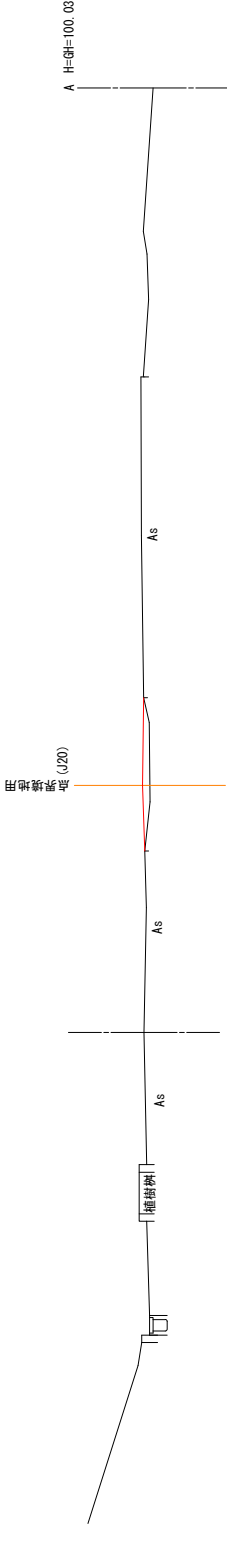
DL=95.000

NO. 0+1.73
BH=100.27
PI=



DL=95.000

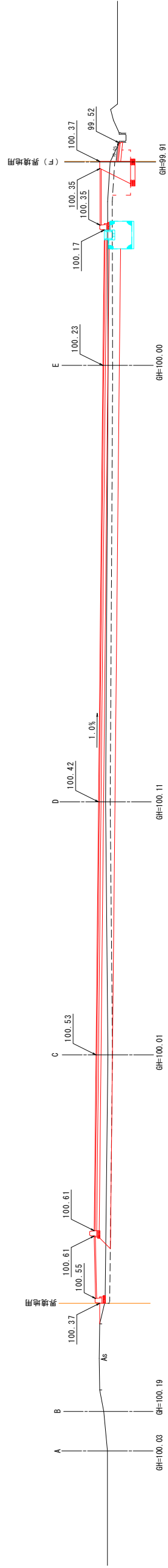
BP (NO. 0)
BH=100.27
PI=



DL=95.000

凡 例	
C1	掘削
C2	床面
B1	路床底土 (4.0m ²)
B2	路床底土 (2.5m ² <4.0m)
B3	路床底土
B4	路床底土
B5	埋戻し

BP (NO. 0) ~ NO. 0+17.33	
平成 30 年 度	図 番 9 葉 17
路線名又は河川名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場
工事名	平成30年度天童最上川温泉ゆびあ駐車場整備工事
位置	天童市大字藤内新田内
横断面図 3 葉 1	
縮尺 S=1:100 天童市	



DL=95.000

$$\frac{A-A^*}{A}$$

平成30年度	図番	11葉17
路線名又は河川名	天童最上川温泉ゆひあ駐車場	
工事名	平成30年度天童最上川温泉ゆひあ駐車場整備工事	
位置	天童市大字藤内新田地内	
横断面図 3葉3		
縮尺 S=1:100		天童市

雨水排水設備構造図 (1/2)

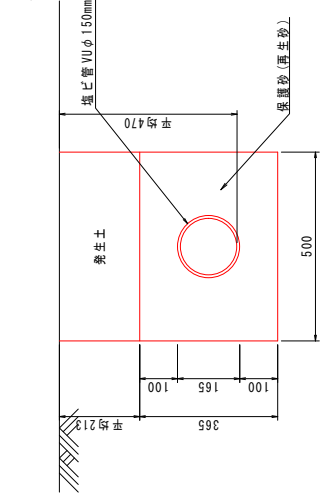
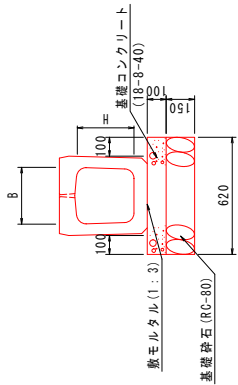
暗渠型側溝
(場内側溝)
模断用-B300-H300

暗渠管
(場内側溝)
VU φ150

勾配調整側溝 S=1:20
(市道側溝)

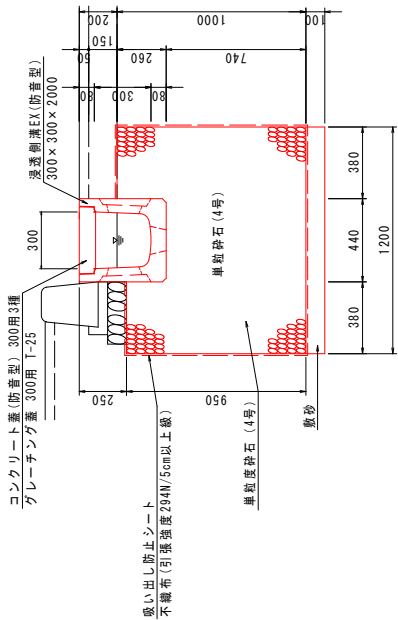
集水枥 S=1:20
(市道側溝)

場所打側溝 S=1:20
(市道側溝)

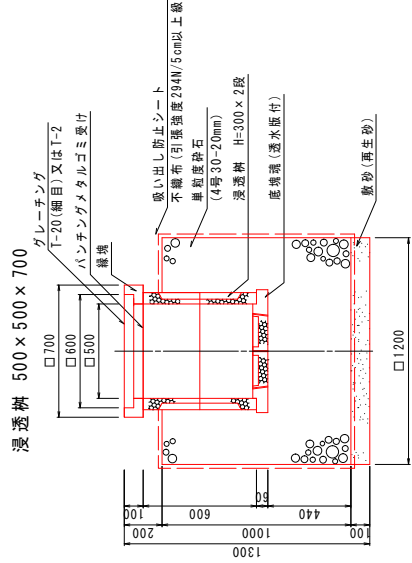


H	W
300	520
400	510

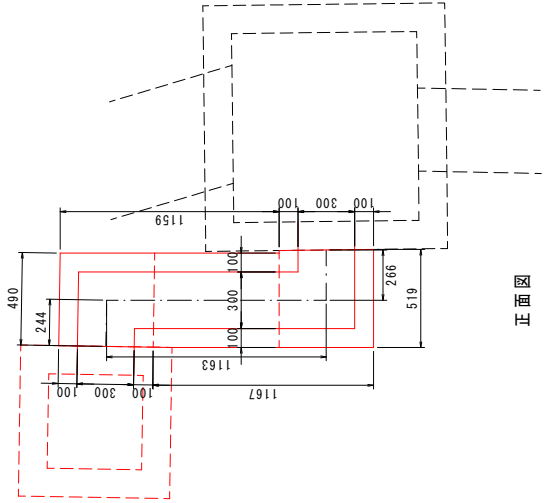
浸透側溝
(場内側溝)
S=1:20



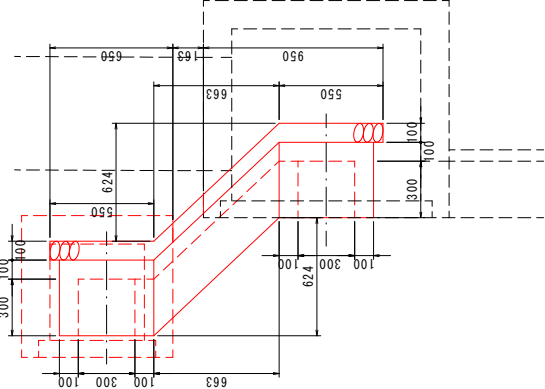
浸透枥
(場内側溝)
S=1:20



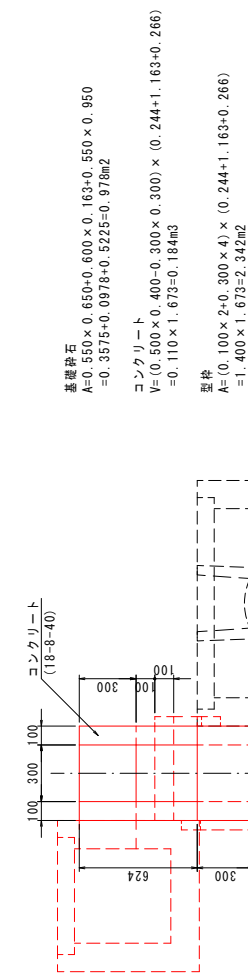
平面図



側面図

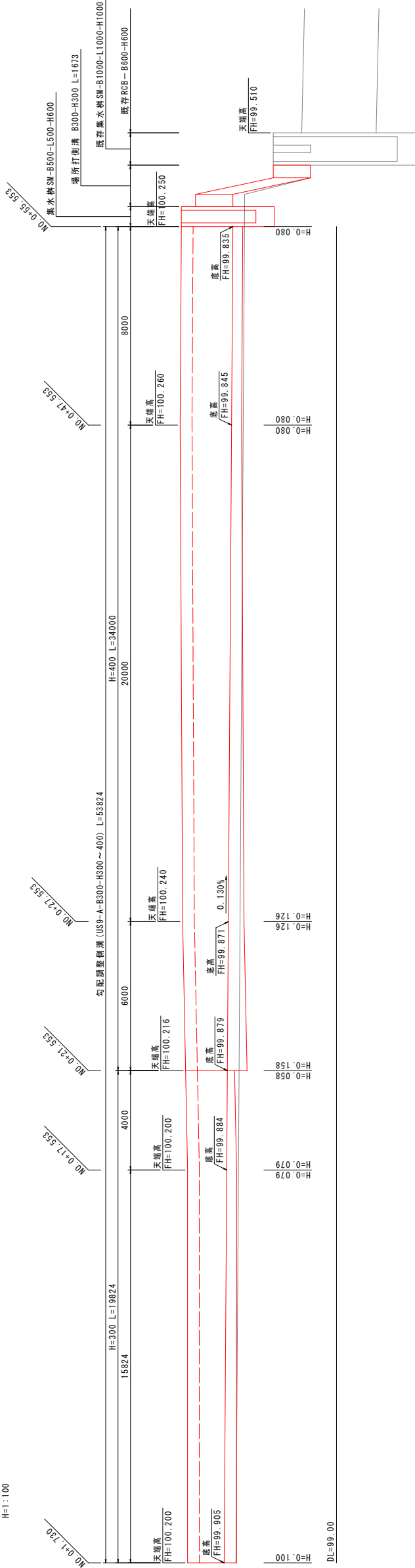


正面図



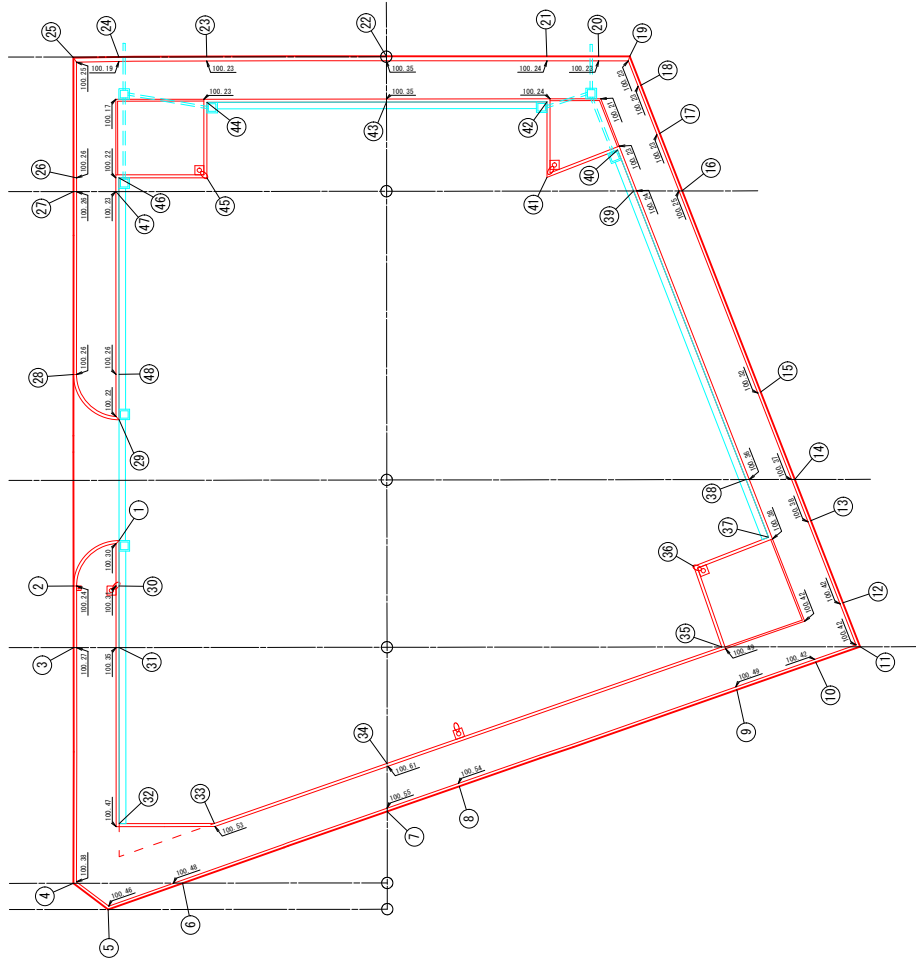
市道側溝展開図

V=1:20
H=1:100

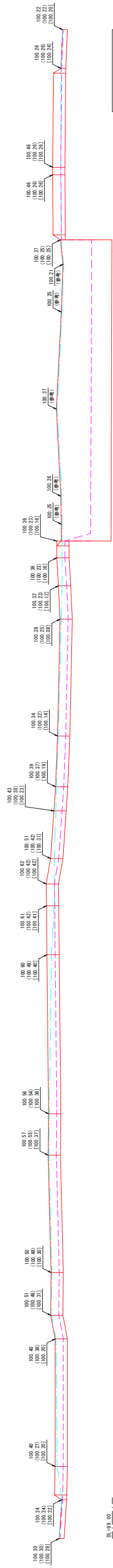
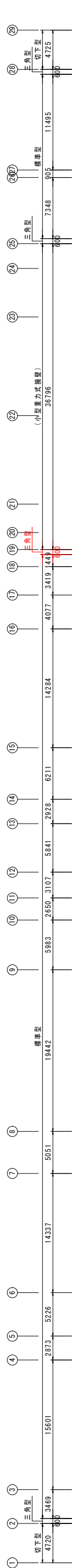


平成30年度	図番	12葉17
路線名又は河川名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場	
工事名	平成30年度天童最上川温泉ゆびあ駐車場整備工事	
位置	天童市大字藤内新田地内	
雨水排水設備構造図 2葉1		
縮尺	S=図示	天童市

圖造構工石緣路園

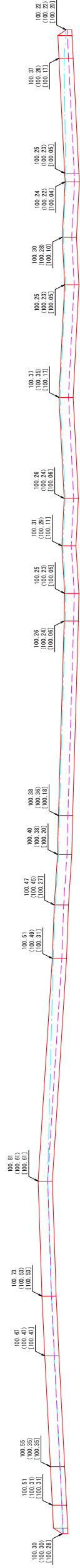
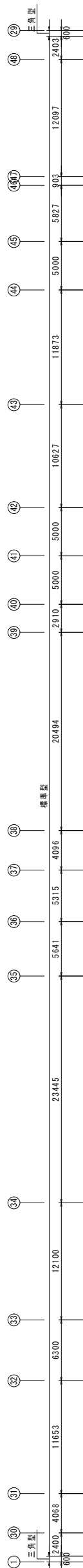


園路緣石工展開図
(外側区間)

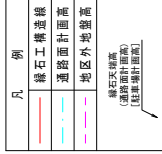


DL=99.00

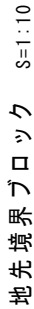
園路縁石工展開図
(外側区間)



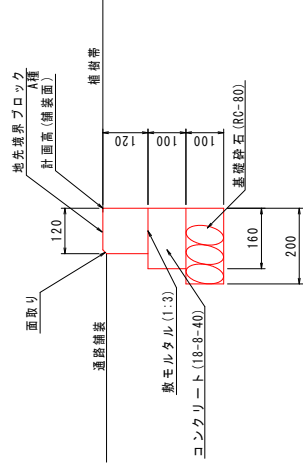
OL=99.00



平 成 3 0 年 度	図 番	14葉17
路線名又は 河川名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場	
工事名	平成30年度天童最上川温泉 ゆびあ駐車場整備工事	
位置	天童市大字藤内新田地内	
國路緑石工構造図 1 葉 1		
縮尺 S=図示		天童市

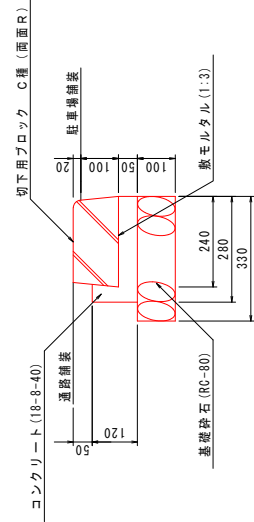


A種

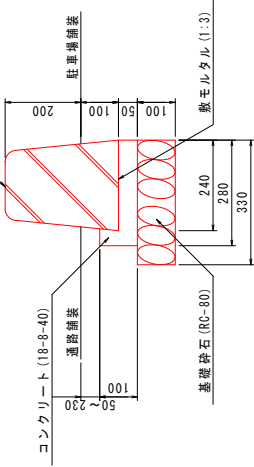


歩車道境界ブロツク $S=1:10$

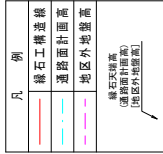
C種 両面R 切下型



JIS A 5371 C 種 (両面 R)



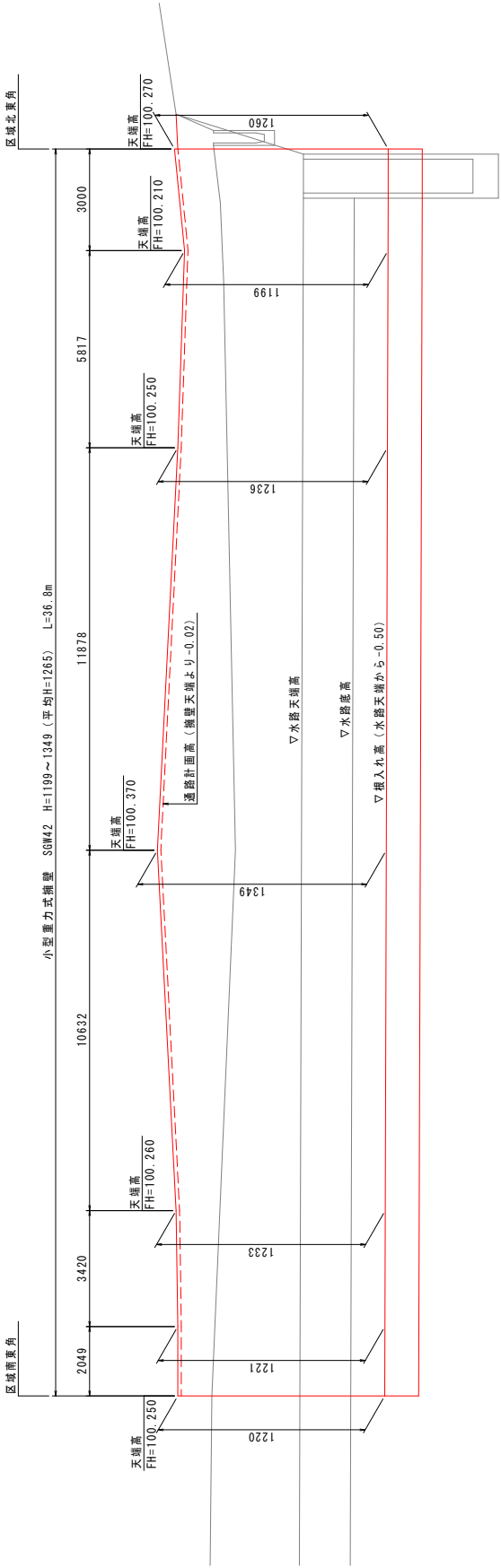
※端部は□―□―□を用いることとする。
※切下部接続箇所は三角型を用いることとする。



擁壁工、舗装工構造図

擁壁工展開図

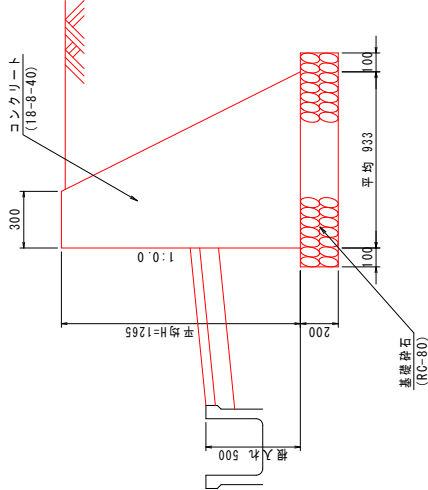
V=1：20
H=1：100



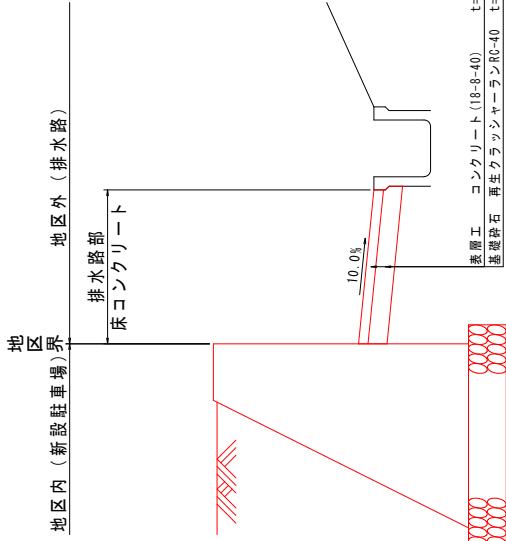
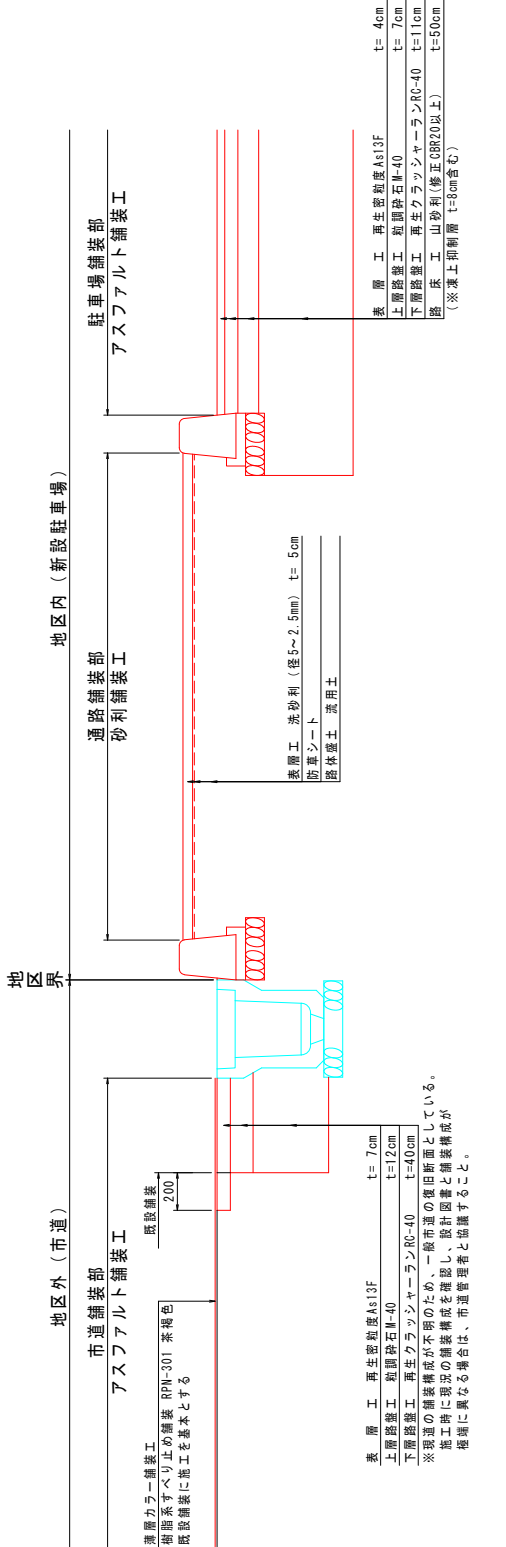
D=98.00

小型重力式擁壁 S=1：20

SGW42 平均H=1265



舗装工構造図 S=1：20



表層工 再生密結度As13F t=7cm
上層防砂工 粗面砕石M-40 t=12cm
下層防砂工 再生クラッシャーランRC-40 t=40cm
※ 防砂の舗装構成が不明のため、一般市道の車道断面としている。
加工時に現場の舗装構成を確認し、設計図書と舗装構成が
相違に異なる場合は、市道管理者と協議すること。

表層工 炭砂利 (径5~2.5mm) t=5cm
防草シート
防体砕土 表用土

表層工 再生密結度As13F t=4cm
上層防砂工 粗面砕石M-40 t=7cm
下層防砂工 再生クラッシャーランRC-40 t=11cm
※ 防砂の舗装構成が不明のため、一般市道の車道断面としている。
加工時に現場の舗装構成を確認し、設計図書と舗装構成が
相違に異なる場合は、市道管理者と協議すること。

表層工 コンクリート (18-8-40) t=5cm
地層砕石 再生クラッシャーランRC-40 t=10cm

平成30年度	図番	15葉17
路線名又は河川名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場	
工事名	平成30年度天童最上川温泉ゆびあ駐車場整備工事	
位置	天童市大字藤内新田地内	

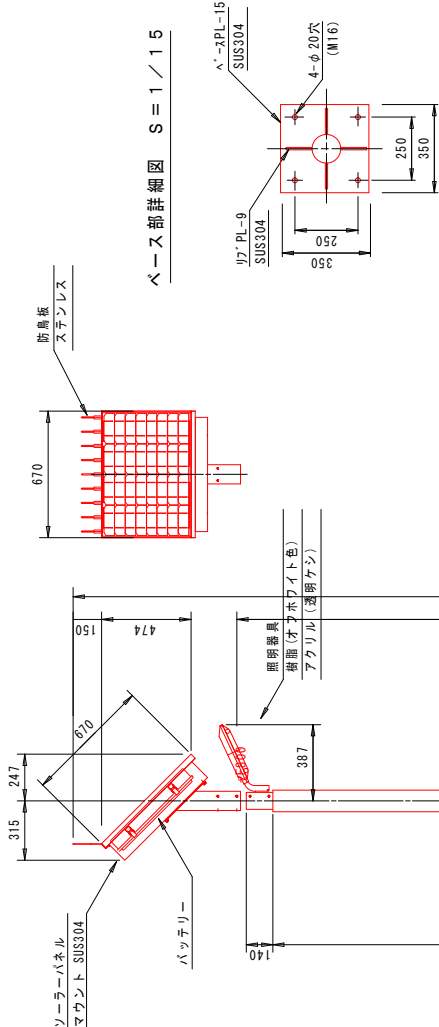
擁壁工、舗装工構造図 1葉1

縮尺 S=図示 天童市

照明設備工構造図

LEDソーラー照明灯 S=図示

照明灯姿図 S=1／20



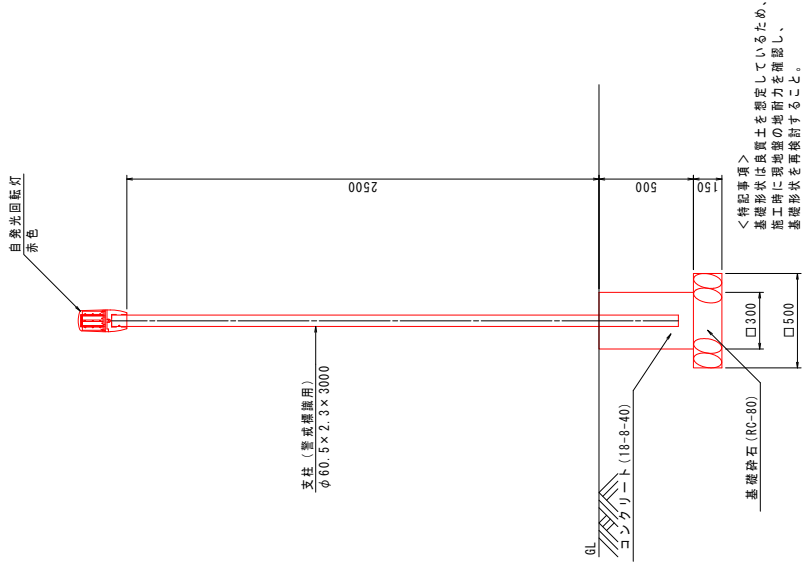
ベース部詳細図 S=1／15

注記

1) 設計風速：6.0m/s
2) 設置処理：ホール シティブラウン色塗装（ツヤ消し）
上端金具 シティブラウン色塗装（ツヤ消し）
3) 重量：約110Kg
ソーラーシステム仕様
ランプ LED16W（昼白色）
太陽電池 70W・1枚 単結晶
バッテリー 540Wh・1P6S
ランプ点灯時間：夜間常時（自動調光）
無日照復帰日数：選択可（4～7日）

<特記事項>
基礎形状は良質土を想定しているため、
施工時に現地型の地耐力を確認し、
基礎形状を再検討すること。

自発光回転灯 S=1：20



<特記事項>
基礎形状は良質土を想定しているため、
施工時に現地型の地耐力を確認し、
基礎形状を再検討すること。

※自発光回転灯は、清水建設製「スポットフラッシュ SPF-60」と同等以上とする。

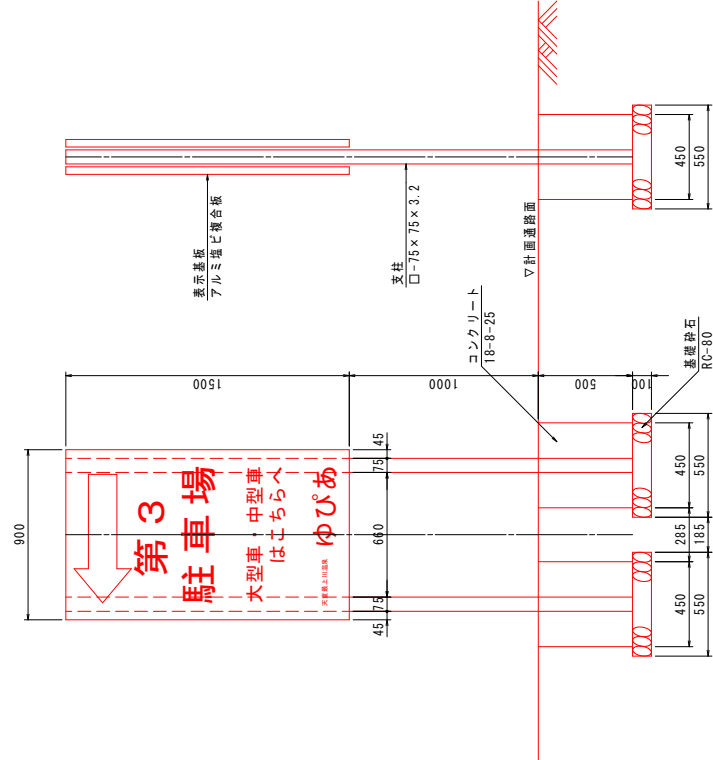
平成30年度	図番	16葉17
路線名又は 河川名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場	
工事名	平成30年度天童最上川温泉 ゆびあ駐車場整備工事	
位置	天童市大字藤内新田地内	
照明設備工構造図		1葉1
縮尺	S=図示	天童市

サイン施設工、移植工構造図

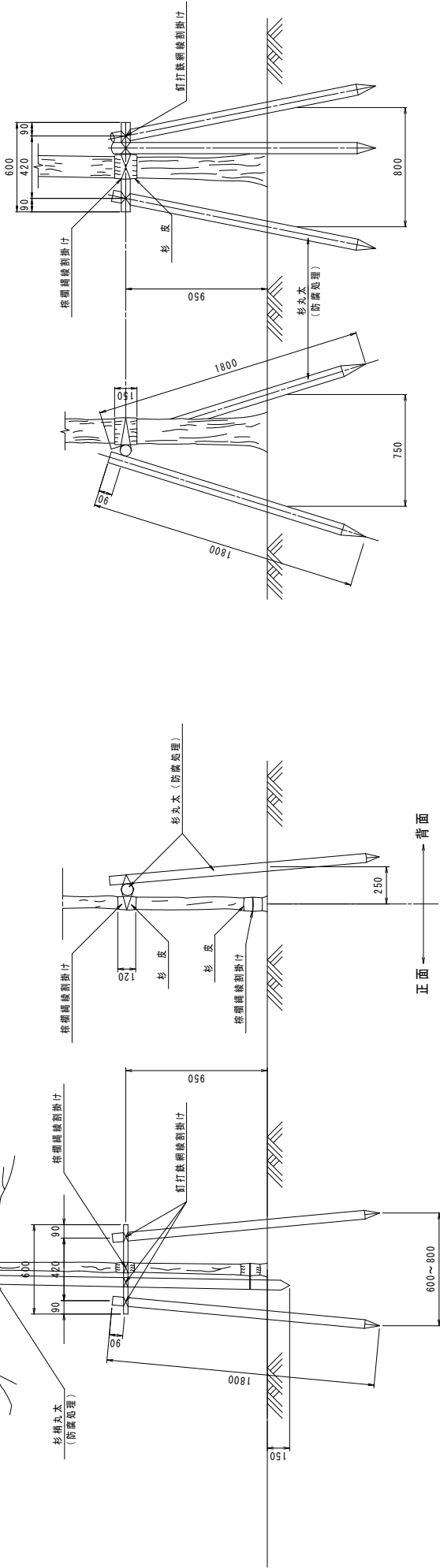
案内板構造図 S=1:20

支柱構造図 S=任意

二脚鳥居支柱（添木付）



三脚鳥居支柱



正面図

側面図

※ 寸法は参考値

正面図

※ 寸法は参考値

平成30年度	図番	17葉17
路線名又は河川名	天童最上川温泉ゆびあ駐車場	
工事名	平成30年度天童最上川温泉 ゆびあ駐車場整備工事	
位置	天童市大字藤内新田地内	
サイン施設工、移植工構造図 1葉1		
縮尺 S=図示	天童市	

分類	整理番号	品名	規格	取得年月日	備考
1	1	1～7	事務用片袖机	オカムラ D B 14 Z L-M	H9. 3. 3 事務室
1	1	8	打ち合せテーブル	オカムラ 8176-F K	H9. 3. 3 事務室
1	1	9	演台	プラス NM-130	H9. 3. 3 中休憩室
1	1	10～11	テーブル	オカムラ 8353-T R-P	H9. 3. 3 湯上がりコーナー
1	1	12	インフォメーションカウンター	プラス R F 120IC	H9. 3. 3 地下室
1	1	14～21	座卓	天童木工 T-0373K型	H9. 3. 31 小休憩室
1	1	22～29	テーブル（丸）	天童木工 T-2525	H9. 3. 31 レストラン
1	1	30～31	テーブル	天童木工 T-2522	H9. 3. 31 ゆーキッチン
1	1	32	テーブル	天童木工 T-2521	H9. 3. 31 ゆーキッチン
1	1	33	テーブル（角）	天童木工 T-2461	H9. 3. 31
1	1	34	テーブル（長方形）	天童木工 T-2461	H9. 3. 31
1	1	35～36	事務用片袖机	オカムラ D B 14 Z L-M	H9. 3. 31 事務室
1	2	1	内コーナーイス	(90°) オカムラ 8353RA-P	H9. 3. 3 ロビー
1	2	2～3	ロビーチェア	オカムラ 8353-RA-P	H9. 3. 3 湯上がりコーナー
1	2	12～49	イス	天童木工 T-5840	H9. 3. 31 レストラン
1	2	64～65	アルミベンチ	B-3494	H22. 10. 15
1	2	66～67	ラタンベンチ	S W-66H	H23. 3. 15
1	2	68～82	ロビーチェア（15脚）	T M-9907-2	H23. 12. 12
1	2	83～87	食堂カウンター用椅子（5脚）	T M-6600	H23. 12. 12
2	1	1	AVラック	プラス Y W-108AV	H9. 3. 3 ロビー
2	1	2～3	ラテラルキャビネット	オカムラ 4263 Z C-Z	H9. 3. 3 事務室
2	1	4	ペーパーラック	プラス R F-070 P R	H9. 3. 3 ロビー
2	1	5	ビジネスキッチン	プラス B K 900W	H9. 3. 3 大休憩室
2	1	6	ビジネスキッチン	プラス B K 900W	H9. 3. 3 中休憩室
2	1	7	ティークャビネット	プラス T C-550N	H9. 3. 3 地下室
2	1	8	スチール棚	プラス M-6625	H9. 3. 3 地下室
2	1	9	スチール棚	プラス M-6625-J	H9. 3. 3 地下室
2	2	1～2	貴重品ロッカー（キーバンド付）	イトーキ S-1245 B コインバック式	H9. 3. 3 ロビー
2	2	3	金庫	イトーキ G G N-609DA-TE	H9. 3. 3 事務室
2	2	4～5	貴重品ロッカー（キーバンド付）	イトーキ S-1245 B コインバック式	H9. 3. 3 浴室1
2	2	6～7	貴重品ロッカー（キーバンド付）	イトーキ S-1245 B コインバック式	H9. 3. 3 浴室2
2	2	8～10	コインロッカー	コクヨ K L-24H23	H14. 9. 13
2	2	11	AED収納ボックス	壁掛けタイプ	H21. 8. 19
5	2	1～2	プランターボックス	天童木工 T-4060	H9. 3. 31
5	4	1～2	ステンレス傘立	21人用プラス S W-402R	H9. 3. 3 正面玄関
5	4	3	ステンレス傘立	21人用プラス S W-402R	H9. 3. 3 中休憩室
6	2	1	舞台幕取付一式		H9. 3. 25
8	1	1	冷凍ストッカー	S C R-42G	H9. 3. 25
8	1	4	冷蔵ショーケース	SMR-120FAG	H9. 3. 25
8	2	1	廊下用運搬車	C R S-96	H9. 3. 25
8	2	2	残菜入車	70 L 用	H9. 3. 25
9	1	1	貯湯式湯沸器	EW-30N4B	H9. 3. 25
13	1	1	C D カセットプレイヤー	TASCAM CD-A506	H20. 9. 26
13	1	2	サンプラー	ローランド SP-404	H20. 9. 26
13	2	14	液晶テレビ 40 型	シャープ L C-40 S E I	H22. 10. 18 大休憩室
13	2	15～22	カラーテレビ(8台)	日立 L22-H07	H23. 7. 11 小休憩室
18	1	2～3	台車（折りたたみ椅子用）	プラス Z Y-002	H9. 3. 3
20	1	2	サインスタンド	コクヨ G B-S21	H9. 3. 3
20	1	3	ホワイトボード	プラス MW-3400	H9. 3. 3 ミーティングルーム
24	1	1	タイムレコーダー	アマノ B X 6100	H9. 3. 3 事務室
24	1	3	S P ライトタワー・スパン	長谷川工業 S P-3段	H12. 5. 19
24	1	4	除雪機	ホンダ H S-980 J	H9. 3. 3
25	1	1	書		H9. 7. 2 寄贈

市民保養施設 管理物品一覧表（設備調書）

	機 器 名	製 造 元	型 式	台数
1	全身1・2（低温）ろ過機	三水機工㈱	KHF060	2
2	全身1・2（高温）ろ過機	三水機工㈱	KHF020	2
3	露天1（男子）ろ過機	三水機工㈱	KHF070	1
4	露天2（女子）ろ過機	カメラマ機工㈱	KHF070	1
5	寝湯ろ過機1・2	カメラマ機工㈱	KHF05	2
6	全身1・2（低温）ろ過機五方弁	Kawaden	PMK-0101SS	2
7	全身1・2（高温）ろ過機五方弁	Kawaden	YM-G5K505F	2
8	露天1（男子）ろ過機五方弁	Kawaden	PMK-030SS	1
9	露天2（女子）ろ過機五方弁	Kawaden	PMK-2000C	1
10	寝湯1・2 ろ過機五方弁	Kawaden	PMK-360C	2
11	全身1・2（低温）ろ過機三方弁	YAMATKE	VY5420F0061	2
12	全身1・2（高温）ろ過機三方弁	a z b i l	MY5320A1001	2
13	露天1（男子）ろ過機三方弁	YAMATKE	VY5420F0061	1
14	露天2（女子）ろ過機三方弁	YAMATKE	VY5420F0061	1
15	寝湯1・2 ろ過機三方弁	a z b i l	MY5320A1001	2
16	全身1・2（低温）プレート式熱交換器	㈱日阪製作所	LX-115A-NJ-21	2
17	全身1・2（高温）プレート式熱交換器	㈱日阪製作所	LX-015A-NHJ-19	2
18	露天1（男子）プレート式熱交換器	㈱日阪製作所	LX-195A-NJ-33	1
19	露天2（女子）プレート式熱交換器	㈱日阪製作所	LX-226-NJ-35	1
20	寝湯1・2 プレート式熱交換器	㈱日阪製作所	UX-016-NJ-7	2
21	全身1・2（低温）塩素注入タンク	㈱TACMINA	PTS-PF-50	2
22	全身1・2（高温）塩素注入タンク	㈱TACMINA	PTU-PE-100	2
23	露天1（男子）塩素注入タンク	㈱TACMINA	PTS-PF-50	1
24	露天2（女子）塩素注入タンク	㈱TACMINA	PE-50-P-F	1
25	寝湯1・2 塩素注入タンク	㈱TACMINA	PE-25-P-F	2
26	源泉槽 塩素注入タンク	㈱TACMINA	PTU-PE-100	2
27	全身1・2（低温）塩素注入ポンプ	㈱TACMINA	CLPW-30-ATCF-HWJ	4
28	全身1・2（高温）塩素注入ポンプ	㈱TACMINA	CLPZD-30-ATCF-HWJ	2
29	源泉槽 塩素注入ポンプ	㈱TACMINA	CLPZD-30-ATCF-HWJ	2
30	TS-1 貯湯槽	㈱亀山鉄工所	5,000ℓ	1
31	TS-2 貯湯槽	㈱亀山鉄工所	5,000ℓ	1
32	TS-3 貯湯槽	㈱庄司製作所	3,000ℓ	1
33	TS-4 貯湯槽	森松工業㈱	3,000ℓ	1
34	BH1 温水ヒーター（700,000kcal/h）	㈱前田鉄工所	RM0-E700A-35-P	2
35	オイルサービスタンク	㈱亀山鉄工所	TOS-400	1
36	BH2 温水ヒーター（100,000kcal/h）	㈱前田鉄工所	RM0-F100A-25-NI-H	1
37	オイルサービスタンク	森松工業㈱	TOS-100	1
38	AC-1 ルームエアコン（小休憩室）	日立アプライアンス㈱	RAF-36	8
39	AC-2 パッケージエアコン（厨房）	日立アプライアンス㈱	RPK-AP280SHP	1
40	AC-3 パッケージエアコン（男女脱衣室）	日立アプライアンス㈱	RCID-AP280SHP	4
41	AC-4 パッケージエアコン（湯上コーナー）	日立アプライアンス㈱	RCID-AP112SH	1
42	AC-5 パッケージエアコン（湯上コーナー）	日立アプライアンス㈱	RCB-AP140SH	2
43	AC-8 パッケージエアコン（食堂）	日立アプライアンス㈱	RCID-AP160SHP	1
44	AC-9 パッケージエアコン（食堂）	日立アプライアンス㈱	RCID-AP80SH	1
45	AC-10 ルームエアコン（マッサージ室）	日立アプライアンス㈱	RAS-AJ28A	1
46	PW-1 受水槽（FRPパネル水槽）	㈱ブリジストン	SET-7（2/3G仕様）	1
47	PW-2 受水槽	㈱川本製作所	KFT-2（2/3G仕様）	1
48	PW-1 給水ポンプ	㈱川本製作所	KF50P2.2	1
49	PW-2 給水ポンプ	㈱川本製作所	KFT2-50A2.2	1
50	消火栓ポンプ	㈱川本製作所	KT-50X405X2S-C3.7	1
51	自家発電装置	㈱日立製作所	QDE-30C	1
52	全身1・2（低温）ろ過ポンプ	㈱荏原製作所	80X65FSGDN-55.5A	2
53	全身1・2（高温）ろ過ポンプ	㈱荏原製作所	50X40FSGDN-52.2	2
54	露天1（男子）ろ過ポンプ	㈱荏原製作所	80X65FSGDN-57.5	1
55	露天2（女子）ろ過ポンプ	㈱荏原製作所	80X65FSGDN-57.5A	1
56	寝湯1・2 ろ過ポンプ	㈱荏原製作所	32FSFDN-5.75	2
57	逆洗ポンプ	㈱川本製作所	GSS-505-C0.75	1
58	逆洗ポンプ	㈱川本製作所	GSS2-505-C0.75	1
59	HP-1・2 温水1次ポンプ	㈱荏原製作所	65X50FSED51.5A	2
60	HP-1 温水2次ポンプ	㈱川本製作所	GEK-65X505M-4M-1.5	1
61	HP-2（床暖ロビー）温水2次	㈱川本製作所	GEK-65X50M-4M-2.2	1
62	HP-3（床暖浴室）温水2次	㈱荏原製作所	65X50FS2G53.7	1
63	融雪ポンプ	㈱荏原製作所	65MS3×53.7	1
64	OGP-1・2 オイルポンプ	㈱川本製作所	DG3-20-MNO.4	2
65	OGP-2 返油ポンプ	㈱川本製作所	DG3-25-MNO.75	1
66	オイルポンプ（新機械室）	㈱荏原製作所	20GPE5.4A	2
67	補給水ポンプ（新機械室）	㈱日立製作所	CX-110V	1
68	TS-1 給湯一次ポンプ	㈱荏原製作所	40LPS5.75A	1
69	TS-2 給湯一次ポンプ	㈱川本製作所	PSC2-405-0.75	1
70	TS-3 給湯一次ポンプ	㈱川本製作所	PSS-405-0.75	1
71	TS-4 給湯一次ポンプ	㈱荏原製作所	32LPS-57.5	1
72	給湯二次ポンプ	㈱荏原製作所	50LPS-5.75A	2
73	昇温ポンプ	㈱川本製作所	GEL-80X655M-4M-5.5	2
74	昇温ポンプ（新機械室）	㈱荏原製作所	32LPS-5.75	2
75	寝湯1 超音波ポンプ	㈱荏原製作所	50X40FDGP-52.2	1
76	寝湯2 超音波ポンプ	㈱荏原製作所	50X40FDGP-52.2A	1
77	源泉ポンプ（長沼・上ノ台）	㈱川本製作所	USN-655-7.5	2
78	源泉ポンプ（長沼2号）	アールドフエスポンプ株式会社	SP9-27 5.5kw	1
79	長沼源泉加圧ポンプ	㈱荏原製作所	50×40FSS4J52.2	2
80	上ノ台源泉加圧ポンプ	㈱荏原製作所	50×40FSS2G52.2	2
81	長沼第2源泉源泉加圧ポンプ	㈱荏原製作所	50×40FSS2G52.2	2
82	モジュロールモーター（比例式三方弁）	ヤマタケ	M904E1382	1
83	AC-11 パッケージエアコン（中休憩室）	日立アプライアンス㈱	RPK-GP80K	8
84	AC-12 パッケージエアコン（大休憩室）	日立アプライアンス㈱	RCI-GP80K	4
85	AC-13 パッケージエアコン（ロビー）	日立アプライアンス㈱	KPD-AP560KPI	2
86	AC-14 パッケージエアコン（事務室）	日立アプライアンス㈱	RPK-GP40KI	4

資料 6

市民保養施設の利用者数実績（令和2年度から令和6年度）

利用者人数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	10,767	20,152	27,133	31,465	28,702
5月	11,620	23,822	31,948	33,021	33,280
6月	22,058	23,421	28,579	30,346	32,546
7月	21,814	24,235	26,997	30,188	29,415
8月	21,609	23,223	26,124	30,886	34,523
9月	25,998	23,953	26,872	27,092	32,325
10月	27,029	28,910	31,229	31,927	32,912
11月	27,371	29,804	29,000	30,291	34,621
12月	22,568	29,805	30,678	34,001	36,200
1月	26,827	30,286	36,137	37,750	39,185
2月	26,005	24,025	32,096	32,644	32,676
3月	25,680	28,545	32,518	35,166	37,295
合計	269,346	310,181	359,311	384,777	403,680

大休憩室

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	6	206	323	399	400
5月	0	280	375	566	535
6月	363	298	469	503	576
7月	405	464	452	592	569
8月	427	418	394	748	722
9月	511	348	628	510	628
10月	474	452	509	471	509
11月	430	476	375	414	527
12月	261	367	387	469	518
1月	371	344	458	561	574
2月	369	230	476	583	571
3月	296	370	475	576	593
合計	3,913	3,653	5,321	6,392	6,722

中休憩室

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	0	2	6	7	14
5月	0	5	12	25	25
6月	1	5	15	14	14
7月	1	5	13	19	22
8月	2	1	5	14	18
9月	10	7	22	19	22
10月	2	3	24	16	24
11月	12	6	9	14	20
12月	3	9	13	15	7
1月	3	6	18	23	23
2月	5	0	14	22	10
3月	4	5	15	21	19
合計	43	52	166	209	218

小休憩室

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	2	29	96	141	110
5月	0	42	130	144	169
6月	38	69	139	153	159

7 月	84	93	164	159	164
8 月	89	94	140	174	210
9 月	95	83	151	162	151
1 0 月	94	93	157	136	157
1 1 月	105	132	112	138	136
1 2 月	64	107	101	150	154
1 月	77	103	163	148	164
2 月	82	87	149	182	139
3 月	62	93	146	147	171
合計	792	845	1, 648	1, 834	1, 884

資料 7

市民保養施設の利用料金の額（令和 2 年度から令和 6 年度）

項目	区別	令和 2 年度から令和 6 年度
入浴料	大人	3 5 0 円／1 人
	小学生	1 0 0 円／1 人
大休憩室	大人	2 0 0 円／1 人
	小学生	1 0 0 円／1 人
中休憩室	2 0 畳	1, 0 0 0 円／1 時間
	2 4 畳	1, 0 0 0 円／1 時間
	3 2 畳	1, 5 0 0 円／1 時間
小休憩室	8 畳	5 0 0 円／1 時間

※ 消費税を含む額で表記しています。

市民保養施設の利用料金の収入額（令和 2 年度から令和 6 年度）

(単位：円)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入浴料	75, 396, 883	85, 853, 484	99, 606, 936	106, 396, 945	112, 055, 758
休憩室料	2, 329, 544	2, 871, 365	3, 719, 091	4, 451, 363	4, 606, 364
利用料合計	77, 726, 427	88, 724, 849	103, 326, 027	110, 848, 308	116, 662, 122

※消費税を含まない額で表記しています。

市民保養施設の利用料の減免及び還付の件数（令和 2 年度から令和 6 年度）

(単位：件)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
減免	1	0	0	1	0
還付	0	0	0	0	0

年度	工事名	工事概要
令和２年度	自動火災報知設備交換工事	工事：設備の老朽化による更新工事
令和２年度	ＬＥＤ照明改修工事	工事：省エネ照明器具への更新工事
令和２年度	男女寝湯ろ過機更新工事	工事：設備の経年劣化による更新工事
令和２年度	ろ過機源泉バルブ修繕	修繕：設備の経年劣化による修繕
令和２年度	男子脱衣室洗面器洗浄管修繕	修繕：設備の経年劣化による修繕
令和２年度	女子低温浴槽タイル及び男女浴槽目地修繕	修繕：経年劣化によるタイル目地の修繕
令和２年度	源泉ポンプ修繕	修繕：源泉ポンプの経年劣化による修繕
令和２年度	入浴券売機修繕	修繕：券売機動作不良による修繕
令和３年度	低温浴槽（男子）プレート熱交換器更新工事	工事：設備の経年劣化による更新工事
令和３年度	ＬＥＤ照明改修工事（第２工区）	工事：省エネ照明器具への更新工事
令和３年度	駐車場区画線工事	工事：駐車場区画線経年劣化による工事
令和３年度	無圧開放温水ヒーターバーナー修繕	修繕：設備の経年劣化による更新
令和３年度	自動券売機新５００円硬貨対応修繕	修繕：自動券売機新５００円硬貨対応にかかる修繕
令和３年度	大休憩室及び女子脱衣室エアコン修繕	修繕：第休憩室及び女子脱衣室のエアコン不良による修繕
令和３年度	各種ポンプ修繕	修繕：各種ポンプの経年劣化による更新
令和３年度	中休憩室結露対策修繕	修繕：中休憩室結露対策による修繕
令和３年度	第３駐車場案内板修繕	修繕：第３駐車場案内板不良による修繕
令和３年度	正面玄関自動ドア部品交換修繕	修繕：自動ドア動作不良による修繕
令和４年度	ＬＥＤ照明改修工事（第３工区）	工事：省エネ照明器具への更新工事
令和４年度	地下煤煙濃度測定器更新工事	工事：地下煤煙濃度測定器経年劣化による更新
令和４年度	非常放送設備避雷器設置工事	工事：非常放送設備避雷器の設置工事
令和４年度	監視盤温度表示異常修繕	修繕：監視盤表示不良による修繕
令和４年度	防災監視盤及び非常放送設備修繕	修繕：防災監視盤及び放送設備動作不良による修繕
令和４年度	長沼源泉ポンプ修繕	修繕：長沼源泉ポンプの異常による交換
令和４年度	上ノ台源泉ポンプ修繕	修繕：上ノ台源泉ポンプの異常による交換
令和４年度	屋外大看板照明等修繕	修繕：照明器具不良による修繕
令和４年度	男女脱衣室壁面等修繕	修繕：脱衣室壁面の経年劣化による修繕
令和４年度	中央監視装置非常用電源装置バッテリー修繕	修繕：中央監視装置非常用電源バッテリーの交換修繕
令和４年度	消防設備等修繕	修繕：消防設備の不良及び老朽化に伴う修繕
令和５年度	中央監視装置端末機更新工事	工事：中央監視装置端末機アップデートにかかる更新工事
令和５年度	第３号源泉付帯施設等工事	工事：第３号源泉付帯施設設置工事
令和５年度	男女サウナ室放送設備等修繕	修繕：放送設備の不良による修繕
令和５年度	源泉付帯施設修繕	修繕：源泉庫内、ポンプ付帯設備の修繕
令和５年度	長沼源泉ポンプモーター修繕	修繕：１号源泉ポンプ不良による修繕
令和５年度	融雪ポンプ修繕	修繕：地下ポンプ室内、融雪ポンプ動作不良による修繕
令和５年度	長沼源泉ポンプ修繕	修繕：１号源泉ポンプ不良による修繕
令和５年度	男女トイレ温水洗浄便座修繕	修繕：トイレ温水洗浄便座故障による修繕
令和５年度	男女浴室シャワー付混合栓取付修繕	修繕：浴室シャワー付混合栓の故障による修繕

令和５年度	消火設備用防火水槽配管部漏水修繕	修繕：設備の経年劣化による修繕
令和５年度	男女浴室内グレーチング修繕	修繕：浴室設備の経年劣化による修繕
令和５年度	誘導灯及び誘導標識等修繕	修繕：消防設備（誘導灯等）、経年劣化による修繕
令和５年度	男女浴室内タイル及び目地修繕	修繕：浴室設備の経年劣化による修繕
令和５年度	男子高温湯浴槽循環配管等修繕	修繕：設備の経年劣化による修繕
令和５年度	男女低温湯ろ過機廻りバルブ修繕	修繕：設備の経年劣化による修繕
令和６年度	第３号源泉付帯施設等工事	工事：源泉庫からゆびあ敷地内への配管及びポンプ等の設置工事
令和６年度	第３号源泉湯設備設置工事	工事：源泉ポンプ及び湯管の設置工事
令和６年度	給湯管漏水に伴う修繕	修繕：給湯配管設備の経年劣化による修繕
令和６年度	浴室及び脱衣室修繕	修繕：排煙窓等の経年劣化による修繕
令和６年度	女子低温湯高温湯ろ過ポンプ等修繕	修繕：ろ過ポンプの経年劣化による修繕
令和６年度	男女低温湯ろ過機配管等修繕	修繕：ろ過機配管等の経年劣化による修繕
令和６年度	男子高温湯ろ過機廻り５方弁修繕	修繕：ろ過機廻り５方弁の経年劣化による修繕
令和６年度	第１号源泉加圧ポンプ等修繕	修繕：加圧ポンプ動作不良による修繕
令和６年度	男子低温湯ろ過ポンプ修繕	修繕：ろ過ポンプの経年劣化による修繕
令和６年度	長沼源泉加圧ポンプ水没による復旧修繕	修繕：加圧ポンプ故障による修繕
令和６年度	女子浴室引き戸修繕	修繕：浴室引き戸経年劣化による修繕
令和６年度	逆洗ポンプ分解整備及び廃湯槽ＰＵ排水管高圧洗浄修繕	修繕：設備の経年劣化による修繕
令和６年度	融雪設備等修繕	修繕：融雪配管設備の経年劣化による修繕
令和６年度	上の台源泉ポンプ修繕	修繕：上ノ台源泉ポンプの異常による交換
令和６年度	消防設備等修繕	修繕：消防設備の不良及び老朽化に伴う修繕
令和６年度	洗浄便座交換修繕	修繕：洗浄便座故障による修繕